

国立研究開発法人土木研究所職員給与規程

平成18年 4月 1日
規 程 第 6 号

最終改正
令和 5年11月29日

目次

- 第1章 総則（第1条－第11条）
- 第2章 職員俸給（第12条－第19条）
- 第3章 諸手当
 - 第1節 扶養手当（第20条）
 - 第2節 住居手当（第21条）
 - 第3節 通勤手当（第22条）
 - 第4節 単身赴任手当（第23条）
 - 第5節 期末手当（第24条）
 - 第6節 業績手当（第25条）
 - 第7節 地域手当（第26条）
 - 第8節 広域異動手当（第26条の2）
 - 第9節 研究員調整手当（第27条）
 - 第10節 寒冷地手当（第28条）
 - 第11節 時間外勤務手当（第29条）
 - 第12節 管理職員特別勤務手当（第30条）
 - 第13節 役職手当（第31条）
 - 第14節 特殊勤務手当（第32条）
- 第4章 給与の特例等（第33条－第41条）
- 第5章 規程の実施等（第42条－第44条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 国立研究開発法人土木研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第35条に規定する国立研究開発法人土木研究所（以下「研究所」という。）の職員に対する給与の支給については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第2条 職員（次の各項に該当する職員を除く。）の給与は、俸給、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、業績手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、役職手当、及び特殊勤務手当とする。

2 就業規則第38条第1項に規定する再雇用職員（以下「再雇用職員」という。）の給与は、俸給、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、業績手当、地域手当、広域異動手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、役職手当及び特殊勤務手当とする。

3 就業規則第39条第1項第一号に規定する職員（以下「任期付研究員(招へい型)」という。）の給与は、俸給、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、業績手当（第25条第1項に該当する場合に限る。）、地域手当、研究員調整手当、寒冷地手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当とする。

- 4 就業規則第39条第1項第二号に規定する職員（以下「任期付研究員(スタッフ型)」という。）の給与は、俸給、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、業績手当（第25条第1項に該当する場合に限る。）、地域手当、研究員調整手当、寒冷地手当、時間外勤務手当及び特殊勤務手当とする。

（重複給与の禁止）

第3条 職員が研究所において他の職を兼ねる場合は、これに重複して給与を支給することはできない。

（俸給の支給）

第4条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給する。

- 2 昇格、降格、昇給等により俸給の額（以下「俸給額」という。）に異動を生じた場合は、その日から新たに定められた俸給を支給する。
- 3 職員が退職（次項に規定する場合を除く。）又は懲戒解雇されたときは、その日まで俸給を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その期間の現日数から就業規則第16条の休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算（以下「日割計算」という。）する。
- 6 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令又は労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。
- 7 前項本文の規定にかかわらず、職員からの申し出に基づき、職員が希望する金融機関の本人名義の口座に振込みの方法によって支払うことができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、俸給の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（給与期間）

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

（給与の支給日）

- 第6条** 俸給の支給日は、毎月16日（16日が土曜日に当たるときは、15日。16日が日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日(以下「祝日等」という。)に当たるときは、17日。当該17日が祝日に当たるときは、18日。)とし、給与期間の月額的全額を支給する。
- 2 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、役職手当及び特殊勤務手当の支給日は、前項の規定に準じて支給する。ただし、俸給の支給日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 3 時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給日に支給する。
- 4 寒冷地手当は、11月から翌年3月までの俸給の支給日に支給する。ただし、俸給の支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 5 期末手当及び業績手当は、6月30日と12月10日にそれぞれ支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日とする。
- 6 前各項に規定するもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の即時払）

第7条 前条の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、本人又は相続人の請求があった場合は、速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

- 一 本人が死亡したとき。
- 二 退職（前号に規定する場合を除く。）又は懲戒解雇されたとき。

（給与の非常時払い）

第8条 職員又は職員が扶養している者に次の各号に掲げるもののいずれかに該当するときは、第6条の規定にかかわらず給与を支給する。この支払は職員本人又は職員により生計を維持されている者より請求があった場合に行い、既往の労働に対する額を支給の限度とする。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用にあてるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の場合の費用にあてるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- 四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 この規程における勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給の月額に地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の支給割合(第26条の2第4項又は第27条第2項若しくは第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該規定を適用した場合に得られる支給割合。第24条第2項及び第3項、第25条第2項並びに第26条第3項において同じ。)をそれぞれ乗じて得た額並びに寒冷地手当の月額の合計額を1年間(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)における1箇月の平均所定労働時間数(1年間における就業規則第16条以外の日数に、同規則第11条第2項に規定する1日の勤務時間を乗じ、その値を12で除して得た数)で除して得た額とする。

(端数計算)

第10条 第33条、第36条、第38条及び第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第29条、第35条の2第4項及び第35条の3第3項に規定する勤務1時間につき支給する時間外勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数処理)

第11条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 職員俸給

(俸給)

第12条 職員の俸給は、月額とする。

2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲はそれぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 一般職俸給表(別表第1)
- 二 研究職俸給表(別表第2)
- 三 任期付研究員俸給表(別表第3)
- 四 再雇用職員俸給表(別表第4)

3 職員の受ける級又は号俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮し、その職員に適用される前項各号の俸給表ごとに決定するものとし、その俸給表における標準的な職務の内容は、職務の級ごとに別に定める。

4 再雇用職員の俸給の月額は、その者に適用される再雇用職員俸給表に定める俸給の月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(初任給等)

第13条 新たに採用された職員(第2条第3項及び第4項に規定する任期付研究員(以下「任期付研究員」という。)を除く。)の俸給は、その者の学歴免許、資格、職務経験等及び他の職員との権衡を考慮して別に定める基準に従い決定する。

(昇格)

第14条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第5に定める昇格時対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

3 前各項に規定するもののほか、昇格に関し必要な事項は、別に定める。

(降格)

第15条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第6に定める降格時号俸対応表の降格後の号俸欄に定める号俸とする。

3 前各項に規定するもののほか、降格に関し必要な事項は、別に定める。

(降号)

第15条の2 職員を降号させる場合には、その職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に決定するものとする。

2 前項に規定するもののほか、降号に関し必要な事項は、別に定める。

(職務の級及び号俸の決定)

第16条 職員が俸給表の適用を異にして異動する場合における職務の級及び号俸の決定については、別に定める。

2 官公署等職員(就業規則第8条第1項における官公署等職員をいう。以下同じ。)から引き続いて職員となった者の職務の級及び号俸の決定については、別に定める。

3 任期付研究員は、その者が従事する研究業務等に応じて別に定める基準に従い決定する。

(昇給)

第17条 昇給日は、毎年1月1日とする。

2 職員(任期付研究員及び再雇用職員を除く。)の昇給は、昇給日に、同日前の9月30日(以下「評価終了日」という。)以前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

この場合において、評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に当該職員が次の各号に掲げる事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

一 就業規則第6条第2条第1項の規定による懲戒処分(以下「懲戒処分」という。)を受けたこと

二 懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたこと

三 就業規則第6条第2条第1項ただし書の規定による訓戒の対象となる事実(勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものを除く。)があったこと

3 前項の規定により職員(55歳を超える職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を四号俸(一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、三号俸)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

4 55歳を超える職員の第2項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことはできない。

6 この条の規定は、職務の級の最高号俸を受ける職員には適用しない。

7 前各項に規定するもののほか、昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(特別な場合の昇給)

第18条 勤務成績が特に良好な職員が、次の各号に掲げる事由に該当する場合においては、前条の規定にかかわらずその都度昇給させることができる。

一 別に定める研修に参加し、その成績が特に良好な場合

二 発明考案等により表彰又は顕彰を受けた場合

三 整理退職により退職する場合

四 生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となった場合等で特に必要があると認められた場合

五 研究職俸給表の適用を受ける職員で勤務成績の特に良好なものが顕著な業績をあげた場合

六 前各号の規定によるもののほか、理事長が特に必要があると認める場合

2 前条第5項及び第6項の規定は、職員の特別な場合の昇給について準用する。

3 前各項に規定するもののほか、特別な場合の昇給に関し必要な事項については、別に定める。

(予算との関連)

第19条 前二条の規定による昇給は、予算の範囲内で行うものとする。

第3章 諸手当

第1節 扶養手当

(扶養手当)

第20条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（以下「一般職9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族は、次の各号の一に該当する者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 四 満60歳以上の父母及び祖父母
- 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 六 重度心身障害者

3 前項の扶養親族には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- 二 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

4 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、第2項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

5 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

6 新たに職員となった者に扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、一般職9級以上職員等以外の職員から一般職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないと

きはその職員が一般職9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 8 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 一 扶養手当を受けている職員に更に第6項第一号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第6項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第6項の規定による届出に係るものがある一般職9級以上職員等が一般職9級以上職員等以外の職員となった場合
 - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第6項の規定による届出に係るものがある一般職8級職員等が一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等以外の職員となった場合
 - 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第6項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職9級以上職員等以外のものが一般職9級以上職員等となった場合
 - 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第6項の規定による届出に係るものがある職員で一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等以外のものが一般職8級職員等となった場合
 - 七 職員の扶養親族たる子で第6項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 9 扶養手当は、職員が就業規則第43条第1項各号及び第3項の規定により休職にされ、同規則第62条の規定により出勤停止にされ若しくは国立研究開発法人土木研究所育児・介護休業等に関する規程（平成20年規程第4号。以下「育児休業等規程」という。）第4条の規定により育児休業をする場合、同規程第9条の2の規定により出生時育児休業をする場合、国立研究開発法人土木研究所自己啓発等休業に関する規程（平成20年規程第5号。以下「自己啓発等休業規程」という。）第2条第三号の規定により自己啓発等休業をする場合、国立研究開発法人土木研究所配偶者同行休業に関する規程（平成26年規程第6号。以下「配偶者同行休業規程」という。）第2条第三号の規定により配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をする場合、又はこれらの期間の終了により復職等をした場合のその月分は、日割計算により支給する。
- 10 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 住居手当

（住居手当）

第21条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）（以下「宿舎法」という。）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）
 - 二 第23条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- 一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- 二 前項第二号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前条第9項の規定は、住居手当の支給について準用する。
- 4 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 通勤手当

（通勤手当）

第22条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）
 - 二 通勤のため自動車その他交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用せず、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - 二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
 - イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
 - ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
 - ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
 - ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
 - ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
 - チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
 - リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
 - ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
 - ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
 - ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
 - ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
 - 三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前二号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に掲げる額又は前号に掲げる額
- 3 官公署等職員であつた者から引き続き研究所の職員となつた者のうち、第1項第一号又は第三号に掲げる職員で、異

動日の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）から通勤のため、その利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（任用等の事情を考慮して別に定める職員に限る。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員と権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の第6条第1項に定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

8 再雇用職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、第2項第二号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。

9 前各号に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 単身赴任手当

（単身赴任手当）

第23条 勤務地を異にする異動又は官公署等職員であった者その他別に定める者が異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員その他別に定める者で、当該異動の直前の住居から研究所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から研究所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100km以上の職員にあつては、その額に交通距離に応じて次表に掲げる額を加算した額）とする。

交通距離		金額
100km以上	300km未満	8,000円
300km以上	500km未満	16,000円
500km以上	700km未満	24,000円
700km以上	900km未満	32,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円
1,100km以上	1,300km未満	46,000円
1,300km以上	1,500km未満	52,000円
1,500km以上	2,000km未満	58,000円

2,000 km以上 2,500 km未満	64,000円
2,500 km以上	70,000円

- 3 第20条第9項の規定は、単身赴任手当の支給について準用する。
4 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 期末手当

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員並びに基準日前1箇月以内に退職（死亡も含む。以下「退職等」という。）した者に支給する。

- 2 職員の期末手当の額は、基準日（基準日前1箇月以内に退職等をした職員は退職等をした日。第7項において同じ。）現在に受けるべき俸給及び扶養手当の月額、これらに地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の支給割合をそれぞれ乗じて得た額、役職段階別加算額並びに管理職加算額の合計額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の役職段階別加算額は、俸給の月額並びに俸給の月額に地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の支給割合をそれぞれ乗じて得た額の合計額に次表の俸給表及び区分ごとに掲げる割合を乗じて得た額とする。

俸給表	区 分	加算割合	備 考
一般職 再雇用職員(第1号)	8級以上	100分の20	
	7級・6級	100分の15	
	5級・4級	100分の10	
	3級	100分の5	
研究職 再雇用職員(第3号)	6級	100分の20	
	5級	100分の15	役職手当の区分が一種又は二種の適用を受ける職員にあっては100分の20
	4級・3級	100分の10	
	2級	100分の5	修士課程修了後5年(博士課程修了後にあっては2年、学士卒業後にあっては7年)の経験年数を有する者に限る
任期付研究員 (招へい型)	5号俸以上の月額	100分の20	
	4号俸・3号俸	100分の15	
	2号俸・1号俸	100分の10	
任期付研究員 (スタッフ型)	すべての号俸	100分の5	

- 4 第2項の管理職加算額は、同項に規定する俸給月額に次表の俸給表、役職手当の区分及び職務の級ごとに掲げる割合を乗じて得た額とする。

俸給表	役職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職	一種	7級以上	100分の25
	二種		100分の15
研究職	一種	6級・5級	100分の25
	二種		100分の15
任期付研究員		6号俸以上の月額	100分の25

(招へい型)	5号俸・4号俸	100分の15
--------	---------	---------

5 第2項の支給割合は、役職手当の区分が一種又は二種である職員のうち、一般職俸給表の適用職員にあっては職務の級が7級以上の職員、研究職俸給表の適用職員にあっては職務の級が5級以上の職員（以下この条、次条において「特定管理職員」という。）及び特定管理職員以外の職員の区分に応じ、次表のとおりとする。

特定管理職員	特定管理職員以外の職員	任期付研究員
100分の102.5	100分の122.5	100分の170

6 第2項の在職期間別割合は、基準日以前6箇月以内の在職期間に応じて、次表のとおりとする。

在 職 期 間	割 合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

7 再雇用職員の期末手当の額は、基準日現在に受けるべき俸給の月額、当該俸給の月額に地域手当及び広域異動手当の支給割合（第26条の2第4項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定を適用した場合に得られる支給割合。第25条第9項において同じ。）をそれぞれ乗じて得た額、役職段階別加算額並びに管理職加算額の合計額に支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額とする。

8 前項の支給割合は、次表のとおりとする。

特定管理職員	特定管理職員以外の職員
100分の58.75	100分の68.75

9 第6項の規定は、再雇用職員についても適用する。この場合において、同項中「第2項」とあるのは「第7項」とし、その在職期間の算定にあたっては、当該職員が再雇用前に職員として在職した期間のうち該当する期間を算入するものとする。

10 前項に規定する基礎となる俸給月額等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- 一 俸給の半額が減ぜられた場合の算定の基礎となる本給月額は、半減後の額による。
- 二 休職者の場合には、第34条に規定する支給率を乗じない俸給月額による。
- 三 欠勤、部分休業、介護休業又は懲戒減給処分により給与が減額される場合には、減額前の俸給月額による。

11 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当は支給しない。

一 基準日に在職する者のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者

ロ 刑事休職者

ハ 出勤停止者

二 専従休職者

ホ 育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間等がある職員以外の職員

ヘ 自己啓発等休業をしている職員

ト 配偶者同行休業をしている職員

二 基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用者等となった場合（当該機関が研究所の在職期間を通算することとしている場合に限る。）

ハ 禁錮以上の刑に処せられ解雇された場合

二 懲戒解雇された場合

三 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職し又は解雇された職員（前二号に掲げる者を除く。）で、退職し又は解雇された日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合

- 四 次項の規定により期末手当の一時差止め処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
- 1 2 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号の一に該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差止めすることができる。
- 一 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6偏に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思量するに至った場合
- 1 3 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差止め処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた職員について、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。
- ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合
- 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、研究所に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適切かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 1 4 理事長は、一時差止処分を行う場合に、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 1 5 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 業績手当

（業績手当）

- 第25条** 業績手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員並びに基準日前1箇月以内に退職等をした職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況（任期付研究員については特に顕著な業績を挙げたと認められた場合）に応じて支給する。
- 2 職員（任期付研究員及び再雇用職員を除く。）の業績手当の額は、基準日（基準日前1箇月以内に退職等をした職員は退職等をした日。第6項及び第9項において同じ。）現在に受けるべき俸給の月額、当該俸給の月額に地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の支給割合をそれぞれ乗じて得た額、役職段階別加算額並びに管理職加算額の合計額（第6項において「業績手当基礎額」という。）に勤務期間率及び成績率を乗じて得た額とする。
- 3 前項の役職段階別加算額及び管理職加算額については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 4 第2項の勤務期間率は、基準日以前6箇月以内の勤務期間の区分に応じて次表のとおりとする。

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月 1 5 日 以上 6 箇月 未 満	1 0 0 分の 9 5
5 箇月 以上 5 箇月 1 5 日 未 満	1 0 0 分の 9 0
4 箇月 1 5 日 以上 5 箇月 未 満	1 0 0 分の 8 0
4 箇月 以上 4 箇月 1 5 日 未 満	1 0 0 分の 7 0
3 箇月 1 5 日 以上 4 箇月 未 満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月 以上 3 箇月 1 5 日 未 満	1 0 0 分の 5 0

2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

5 第2項の成績率は、直近の業績評価（基準日以前における直近の期別評価期間（国立研究開発法人土木研究所人事評価規程（平成22年規程第1号。以下「人事評価規程」という。）第7条第4項に規定する期別評価期間をいう。）の評価をいう。以下同じ。）の全体評語（人事評価規程第12条の規定により実施権者が確認した全体評語をいう。以下同じ。）に応じ、次の各号のとおりとする。

一 職員の区分に応じた成績率

職員の区分	成績率	
	特定管理職員	特定管理職員以外の職員
(1) 全体評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち勤務成績が特に優秀な職員	100分の145.5以上	100分の121.5以上
(2) 全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が優秀な職員	100分の145.5未満 100分の131以上	100分の121.5未満 100分の110以上
(3) 全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員	100分の131未満 100分の118.5以上	100分の110未満 100分の98.5以上
(4) 全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他理事長が認める職員	100分の109以下	100分の90以下

二 前号の場合において、職員の成績率は、直近の業績評価の全体評語が当該職員より上位である職員（当該職員の人事評価に係る人事評価規程第9条第1項に規定する調整者（人事評価規程別表1の被評価者欄の組織区分に対応する調整者欄に二以上の調整者が定められている場合は、理事長が定める者）が成績率を定めようとする職員と同一である職員（基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他理事長が認める職員を除く。）に限る。）の成績率を超えてはならない。

三 第一号の場合において、直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち当該全体評語が同じ段階である職員について職員の区分欄（1）から（3）までのいずれに該当するかを定めるとき並びに当該職員の成績率を定めるとき並びに直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員のうち当該全体評語が同じ段階である職員の成績率を定めるときは、これらの職員の直近の業績評価の当該全体評語が付された理由、人事評価規程第8条第3項に規定する個別評語及び当該個別評語が付された理由その他参考となる事項を考慮するものとする。

6 第2項の業績手当の支給総額は、業績手当の支給を受ける職員の業績手当基礎額に基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びに当該扶養手当に地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の支給割合をそれぞれ乗じて得た額の合計額を加算した額に特定管理職員にあっては100分の122.5、それ以外の職員にあっては、100分の102.5を乗じて得た額の合計額以内とする。

7 第5項の成績率は、前項に規定する予算の範囲内において支給日毎に理事長が定める。

8 任期付研究員の業績手当については、直近の業績評価の全体評語が「非常に優秀」の段階以上で、特に顕著な業績を挙げたと理事長が認めた場合に支給するものとする。その支給額は、その職員の受けている俸給月額に相当する額以内とする。

- 9 再雇用職員の業績手当の額は、基準日現在に受けるべき俸給の月額、当該俸給の月額に地域手当及び広域異動手当の役職段階別加算額並びに管理職加算額の合計額（第11項において「業績手当基礎額」という。）に勤務期間率及び成績率を乗じて得た額とする。
- 10 前項の成績率は、再雇用職員の直近の業績評価の全体評語に応じて次表のとおりとする。

職員の区分	成績率	
	特定管理職員	特定管理職員以外の職員
（1）全体標語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が優秀な職員	100分の60.25以上	100分の50.25以上
（2）全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員	100分の60.25未満 100分の56.75以上	100分の50.25未満 100分の46.75以上
（3）全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他理事長が認める職員	100分の54.75以下	100分の44.75以下

- 11 第9項の業績手当の支給総額は、業績手当の支給を受ける再雇用職員の業績手当基礎額、役職段階別加算額並びに管理職加算額の合計額に特定管理職員にあつては100分の58.75、それ以外の職員にあつては100分の48.75を乗じて得た額の合計額以内とする。
- 12 第10項の成績率は、前項に規定する予算の範囲内において支給日毎に理事長が定める。
- 13 第4項の規定は、再雇用職員についても適用する。この場合において、同項中「第2項」とあるのは「第9項」とし、その勤務期間の算定にあつては、当該職員が再雇用前に職員として勤務した期間のうち該当する期間を算入するものとする。
- 14 前条第10項第一号及び第三号並びに第11項から第14項の規定は、業績手当の支給に準用する。
- 15 前条第11項の規定は、同項第一号中イ及びロを「休職者（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）」に読み替える。
- 16 再雇用職員の採用された日以後における最初の業績手当の成績率を決定する場合において、当該職員の直近の業績評価（6月期の業績手当にあつては前年10月1日から当年3月31日までの期間を、12月期の業績手当にあつては当年4月1日から9月30日までの期間を期別評価期間とする業績評価のことをいう。）が、再雇用職員以外の職員としての業績評価であるときも、当該業績評価の結果を活用するものとする。
- 17 前各項に規定するもののほか、業績手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 地域手当

（地域手当）

第26条 地域手当は、研究所に勤務する職員（つくば市、千代田区、各務原市、妙高市及び札幌市に在勤する（別に定める場合を除き、本務として在勤することをいう。以下この条において同じ。）職員に限る。）に支給する。

2 地域手当の月額、俸給、扶養手当及び役職手当の月額合計額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 つくば市に勤務する職員 100分の16
- 二 各務原市に勤務する職員 100分の3
- 三 札幌市に勤務する職員 100分の3
- 四 千代田区に勤務する職員 100分の20

3 第1項に規定する支給地域に在勤する職員が、その在勤する地域を異にして異動（異なる地域に在勤することとなることをいう。）した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合に限る。）において、当該異動（以下この項において「異動」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（前項に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合（前項に掲げる割合をいう。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する地域が前項で定める地域に該当しないこととなるときは、当該職員

には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から二年を経過するまでの間(第二号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から一年を経過するまでの間。以下この項において同じ。)、俸給、扶養手当及び役職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定めるところによる。

- 一 当該異動の日から同日以後一年を経過する日までの期間 異動前の支給割合
 - 二 当該異動の日から同日以後二年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 4 官公署等職員であった者が、引き続き職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、地域手当を支給する。ただし、前項における「異動前の支給割合」は、給与法の適用を受けるものとみなした場合に該当することとなる割合とする。
- 5 第20条第9項の規定は、地域手当の支給について準用する。
- 6 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 広域異動手当

(広域異動手当)

第26条の2 職員がその在勤する(別に定める場合を除き、本務として在勤することをいう。以下この項において同じ。)勤務地を異にして異動(異なる勤務地に在勤することとなることをいう。)した場合において、当該異動につき別に定めるところにより算定した勤務地間の距離(異動の日の前日に在勤していた勤務地の所在地と当該異動の直後に在勤する勤務地の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務地との間の距離(異動の直前の住居と当該異動の直後に在勤する勤務地の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60km以上であるとき(当該住居と勤務地との間の距離が60km未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務地との間の距離が60km以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動の日から三年を経過する日までの間、俸給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務地間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた勤務地への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

- 一 300km以上 100分の10
 - 二 60km以上300km未満 100分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動(以下この項において「当初広域異動」という。)の日から三年を経過する日までの間の異動(以下この項において「再異動」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 再雇用職員として採用された者(就業規則の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。)又は官公署等職員であった者から引き続き職員となった者又は異動に準ずるものとして別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 研究員調整手当

(研究員調整手当)

- 第27条** 研究員調整手当は、研究職俸給表の適用を受ける2級以上の職員及び任期付研究員俸給表の適用を受ける職員（国立研究開発法人土木研究所組織規程（平成18年規程第12号。以下「組織規程」という。）第6条に規定する寒地土木研究所（以下「寒地土木研究所」という。）に勤務する（別に定める場合を除き、本務として勤務することをいう。）職員を除く。）に支給する。
- 2 研究員調整手当の月額、俸給、扶養手当及び役職手当の月額合計額に100分の10（次の各号に掲げる職員にあっては、その割合からそれぞれ当該各号に定める割合を減じた割合）を乗じて得た額とする。
- 一 地域手当支給地域に在勤する職員 第26条第2項の規定による地域手当の支給割合
- 二 前条の規定により広域異動手当が支給される職員 当該職員に係る同条の規定による広域異動手当の支給割合
- 3 研究員調整手当を支給される職員のうち、第26条の規定により地域手当を支給されることとなる職員の当該地域手当の支給割合は、次の各号に掲げる同条の規定により支給されることとなる地域手当の支給割合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。この場合において、当該割合が零となる職員には当該地域手当は支給しない。
- 一 100分の10を超える支給割合 当該支給割合から研究員調整手当の支給割合を減じた割合
- 二 100分の10以下の支給割合 100分の10から研究員調整手当の支給割合（前条の規定により広域異動手当を支給される職員にあっては、当該支給割合に同条の規定による広域異動手当の支給割合を加えて得た割合）を減じた割合
- 4 第20条第9項の規定は、研究員調整手当の支給について準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、研究員調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 寒冷地手当

（寒冷地手当）

- 第28条** 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、寒地土木研究所並びに組織規程第15条第2項に規定する雪崩・地すべり研究センターに在勤する（別に定める場合を除き、本務として在勤することをいう。）職員（以下この条において「支給対象職員」という。）に支給する。
- 2 寒冷地手当は、基準日の属する月の第6条第1項で定める日に支給する。
- 3 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

勤務地	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
札幌市	23,360円	13,060円	8,800円
雪崩・地すべり研究センター	17,800円	10,200円	7,360円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第一号の別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち第23条による単身赴任手当を支給されるもの（別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして別に定めるものを含まないものとする。			

- 4 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- 一 第34条第2項及び第3項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第2項及び第3項の規定による割合を乗じて得た額
- 二 第41条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
- 三 前二号に掲げるもののほか、就業規則第62条の規定により出勤停止されている職員その他別に定める職員 零
- 5 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第3項の規定による額を超えない範囲内で、別に定める額とする。

- 一 基準日において、前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - 二 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
 - 三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として別に定める場合
- 6 前各項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 1 節 時間外勤務手当

(時間外勤務手当)

- 第 2 9 条** 時間外勤務手当は、就業規則第 1 7 条の規定により、勤務時間外又は休日における勤務（以下「時間外勤務等」という。）を命ぜられた職員（第 3 1 条に規定する役職手当の支給対象となる職員を除く。以下「時間外勤務手当支給対象職員」という。）に対し、勤務 1 時間につき、第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間の勤務に対しては当該割合に 1 0 0 分の 2 5 を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。
- 一 就業規則第 1 6 条に規定する休日以外の日における勤務 1 0 0 分の 1 2 5
 - 二 前号以外の勤務のうち労働基準法に定める休日の勤務を除く勤務 1 0 0 分の 1 3 5
 - 三 前各号以外の勤務 1 0 0 分の 1 3 5
- 2 時間外勤務手当支給対象職員が、労使協定で定める上限時間を超える時間外勤務等を命ぜられた場合における前項第一号及び第二号に定める割合は、同各号の規定にかかわらず、1 0 0 分の 1 0 0 に当該協定で定める割合を加算した割合とする。
- 3 時間外勤務手当支給対象職員の 1 箇月における時間外勤務等の時間が 6 0 時間を超えた場合には、その 6 0 時間を超えて勤務した全時間に対して、前二項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 1 5 0（その勤務が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、1 0 0 分の 1 7 5）を乗じて得た額を支給する。
- 4 再雇用職員の時間外勤務手当の額は、第 1 項第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務にあっては、第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 1 0 0（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間の勤務に対しては当該割合に 1 0 0 分の 2 5 を加算した割合）を乗じて得た額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、時間外勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

第 1 2 節 管理職員特別勤務手当

(管理職員特別勤務手当)

- 第 3 0 条** 管理職員特別勤務手当は、次条に規定する役職を占める職員（以下「役職手当適用職員」という。）又は任期付研究員（招へい型）の役職のうち別に定めるものが臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第 1 6 条に規定する休日（次項において「休日」という。）に勤務した場合に支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、役職手当適用職員のうち別に定めるものが災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前 5 時までの間であって就業規則第 1 2 条、第 1 3 条及び第 1 6 条の 2 に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号の規定による勤務 1 回につき、当該表に掲げる区分に応じてそれぞれ定める額とする。
- 一 第 1 項に規定する場合

区 分		支 給 額	
		実働時間が 6 時間以下の勤務	実働時間が 6 時間を超える勤務
役職手当適用職員（再雇用職員以外の者）	一種	1 2, 0 0 0 円	1 8, 0 0 0 円

	二種	10,000円	15,000円
	三種	8,500円	12,750円
	四種	7,000円	10,500円
再雇用職員	一種	11,000円	16,500円
	二種	9,000円	13,500円
	三種	7,500円	11,250円
	四種	6,000円	9,000円
任期付研究員 (招へい型)	6号俸以上の月額	12,000円	18,000円
	5号俸・4号俸	10,000円	15,000円
	3号俸・2号俸	8,500円	12,750円
	1号俸	7,000円	10,500円

二 第2項に規定する場合

区 分		支 給 額
役職手当適用職員（再雇用職員以外の者）	一種	6,000円
	二種	5,000円
	三種	4,300円
	四種	3,500円
再雇用職員	一種	5,500円
	二種	4,500円
	三種	3,800円
	四種	3,000円

- 4 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした役職手当適用職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第13節 役職手当

(役職手当)

第31条 管理又は監督の地位にある職員の役職のうち別に定める役職を占める職員に対し、その特殊性及び時間外又は深夜における業務を考慮し、役職手当を支給する。

- 2 役職手当は、当該職員に適用される俸給表の別並びに当該職員の属する職務の級に係る区分に応じ、次表の役職手当欄に定める額とする。

俸給表	職務の級	区分	役職手当
一般職俸給表	10級	一種	139,300円
		一種	130,300円
		二種	104,200円

	8級	一種	117,100円
		二種	94,000円
		三種	82,200円
	7級	二種	88,500円
		三種	77,400円
		四種	66,400円
	6級	三種	72,700円
		四種	62,300円
	5級	三種	69,400円
		四種	59,500円
	4級	四種	55,500円
	再雇用職員 俸給表のうち第1号再 雇用区分を 適用する職 員	10級	一種
9級		一種	112,900円
		二種	90,300円
8級		一種	99,800円
		二種	79,800円
		三種	69,800円
7級		二種	72,900円
		三種	63,800円
		四種	54,700円
6級		三種	56,200円
		四種	48,200円
5級		四種	44,300円
4級	四種	41,900円	
研究職俸給 表	6級	一種	139,700円
	5級	一種	129,300円
		二種	103,400円
		三種	90,500円
		四種	77,600円
	4級	三種	78,400円
		四種	67,200円
3級	四種	60,900円	
再雇用職員	6級	一種	134,000円

俸給表のうち第3号再雇用区分を適用する職員	5級	一種	98,300円
		二種	78,700円
		三種	68,800円
		四種	59,000円
	4級	三種	58,300円
		四種	49,900円
	3級	四種	43,300円

- 3 職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（別に定める場合を除く。）は、その月の役職手当は支給することができない。
- 4 再雇用職員の役職手当の額は、第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額にその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、役職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第14節 特殊勤務手当

（特殊勤務手当）

第32条 特殊勤務手当は、職員が、著しく危険、不快、不健康又は困難であると認められる業務に従事した場合に、次の各号に掲げる手当を支給する。

- 一 高所作業手当
- 二 坑内作業手当
- 三 航空手当
- 四 道路上作業手当
- 五 災害応急作業等手当
- 六 放射線取扱手当
- 七 異常圧力内作業手当
- 八 国際緊急援助等手当

- 2 前項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 給与の特例等

（給与の減額）

第33条 職員が勤務しないときは、休日である場合、振替又は代休日を取得した場合、休暇（業務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり病気休暇の承認された場合を除く。）による場合、就業の禁止による場合、その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合（国立研究開発法人土木研究所兼業等規程（平成18年規程第4号）第6条第2項により許可を受けて勤務時間の一部を割いた場合を除く）を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（退職者等の給与）

第34条 職員が業務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、就業規則第43条第1項第一号に掲げる事由に該当して退職にされたとき又は病気休暇の承認を受けたときは、その期間中は給与の全額（労働基準法第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第43条第1項第一号により退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、俸給、扶養手当、住居手当、期末手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び寒冷地手当のそれ

ぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前二項以外の心身の故障で就業規則第43条第1項第一号により休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、俸給、扶養手当、住居手当、期末手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第43条第1項第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、住居手当、地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当、住居手当、期末手当、地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当のそれぞれ次の割合を支給することができる。
 - 一 就業規則第43条第1項第三号及び第四号の規定に該当して休職にされた場合 100分の100以内
 - 二 就業規則第43条第1項第六号の規定により休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるとき 100分の100以内
- 6 休職者には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。ただし、理事長が認める場合はこの限りではない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職したときは、第6条第5項に定める日に、第24条第2項の額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。
- 8 第2項から第5項第一号（国際協力等を目的として、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第2条第1項各号に規定されている機関の業務に従事するため、休職にされている職員を除く。）の規定により休職にされた職員の期末手当及び業績手当の算出における在職期間は、別に定める。ただし、第5項第一号の規定による休職のうち、研究所以外の者から当該期間に係る期末手当に相当する給与が支給される場合には、当該休職の期間を除算することができる。

（育児休業者の給与）

- 第35条** 育児休業等規程第4条による育児休業又は同規程第9条の2による出生時育児休業（以下「育児休業等」という。）をした職員は、育児休業等期間中、給与を支給しない。
- 2 第24条に規定するそれぞれの基準日に育児休業等をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
 - 3 前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
 - 一 育児休業等をしていた期間の2分の1の期間
 - 二 就業規則第62条に規定する事由により出勤停止の処分を受けている職員及び就業規則第43条第3項の許可を受けている職員として在職した期間
 - 三 就業規則第43条の規定により休職にされていた期間（業務上の災害又は通勤による災害の休職期間並びに官公署等職員として在職した期間を除く。）
 - 4 第25条に規定するそれぞれの基準日に育児休業等をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当を支給する。ただし、育児休業等期間は、業績手当に係る勤務期間から除算する。
 - 5 育児休業等をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、第37条の規定により必要な調整を行うことができる。

（育児短時間勤務職員の給与）

- 第35条の2** 育児休業等規程第10条の規定による育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の俸給の月額、その者に適用される俸給表に定める俸給の月額に、同条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 2 育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、第22条第2項第二号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
 - 3 育児短時間勤務職員の次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条第2項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
第24条第3項	俸給の月額並びに俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額並びに俸給の月額を算出率で除して得た額
第24条第4項	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額
第25条第2項	俸給の月額、当該俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額、当該俸給の月額を算出率で除して得た額

- 4 育児短時間勤務職員の時間外勤務手当の額は、第29条第1項第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務に対しては当該割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。
- 5 育児短時間勤務職員の役職手当の額は、第31条の規定にかかわらず、同条の規定による額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（育児部分休業における給与の取り扱い）

第36条 育児休業等規程第15条の育児部分休業をした職員の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（復職時調整）

第37条 次の各号に掲げる事由により引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間又は、休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別に定めるところにより換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に別に定めるときにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

- 一 就業規則第27条による育児休業
- 二 就業規則第27条の2による自己啓発等休業
- 三 就業規則第27条の3による配偶者同行休業
- 四 就業規則第43条による休職
- 五 休暇

2 前項に規定するもののほか、復職時調整に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業及び介護部分休業における給与の取り扱い）

第38条 育児休業等規程第19条に規定する介護休業又は同規程第20条に規定する介護部分休業をした場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

（専従許可における給与の取り扱い）

第39条 職員が就業規則第43条第3項の規定により、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、期末手当及び業績手当の在職期間から除算する。

（組合休暇における給与の取り扱い）

第40条 職員が国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所職員就業規則第65条の規定により、組合活動を行うことを許可された場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(自己啓発等休業における給与の取り扱い)

第40条の2 自己啓発等休業規程第2条第三号の規定により自己啓発等休業をしている職員には、その期間中の給与は支給しない。

2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、第37条の規定により、必要な調整を行うことができる。

(配偶者同行休業における給与の取り扱い)

第40条の3 配偶者同行休業規程第2条第三号の規定により配偶者同行休業をしている職員には、その期間中の給与は支給しない。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、第37条の規定により、必要な調整を行うことができる。

(俸給の半減)

第41条 第33条の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は就業規則第34条に規定する就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

2 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等(次に掲げる場合における病気休暇(以下「生理休暇等」という。)以外の病気休暇又は就業規則第34条に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。)の日(1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。)のほか、当該療養期間中の就業規則第16条に規定する休日(代休日を含む。以下この条において「休日等」という。)その他の勤務しない日(1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日及び生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休日等その他のこの項に規定する病気休暇等の日以外の勤務しない日を除く。)が含まれるものとする。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 国立研究開発法人土木研究所安全衛生管理規則(平成18年達第38号)第18条の規定により同規則別表に規定する生活規正の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規正の面Bへの指導区分の変更を受け、同表の事後措置の基準欄に掲げる事後措置を受けた場合

3 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いていている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日(1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。)につき、俸給の半額を減ずる。

4 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いていている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。

5 前二項の規定の適用については、次に掲げる期間の前後の勤務しない期間は引き続いていているものとする。

一 生理休暇等の期間(生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休日等その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期間を含む。)

二 引き続き勤務しない期間が8日以上(当該期間における休日等以外の日の日数が4日以上である期間に限る。)にわたる職員が、引き続き勤務しない期間の末日の翌日から就業規則第25条第3項に規定する実勤務日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続き勤務しない期間の末日の翌日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間

6 前項第二号の「引き続き勤務しない」には、同項第一号に該当して同項の規定により勤務しない期間が引き続いていているものとされる場合は含まれないものとする。

7 月又は月の中途において俸給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき俸給の半額が減ぜられる場合における俸給は、当該給与期間の現日数から就業規則第16条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第5章 規程の実施等

(読替規定)

第42条 寒地土木研究所に勤務する職員の次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第1条	国立研究開発法人土木研究所職員就業規則	国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所職員就業規則
第20条第9項	国立研究開発法人土木研究所育児・介護休業等に関する規程 国立研究開発法人土木研究所自己啓発等休業に関する規程 国立研究開発法人土木研究所配偶者同行休業に関する規程	国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所育児・介護休業等規程 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所自己啓発等休業規程 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所配偶者同行休業規程
第41条第2項第三号	国立研究開発法人土木研究所安全衛生管理規則（平成18年達第38号）第18条の規定により同規則別表	国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所職員安全衛生管理規程（平成18年4月1日独土研寒第239号）第31条の規定により同規程別表1
	同表の事後措置の基準欄に掲げる	同規程第32条第1項に規定する

(規程の実施)

第43条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

2 この規程の実施のための手続きその他必要な事項は、国の行政機関に勤務する職員の例に準じる。

(規程の改正)

第44条 理事長は、俸給及び諸手当の改正にあたっては、給与法等関係法令の改正、法人の収支状況、社会情勢等を斟酌のうえ、行うものとする。

附 則（平成18年規程第6号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(独立行政法人土木研究所研究所給与規程等の廃止)

第2条 独立行政法人土木研究所職員給与規程（13規程第11号。以下「旧土研規程」という。）、独立行政法人土木研究所任期付研究員の給与の特例に関する規程（13規程第12号。以下「旧土研任期付規程」という。）及び独立行政法人北海道開発土木研究所職員給与規程（13規程第29号。以下「旧北海道規程」という。）は、廃止する。

(俸給表)

第3条 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第28号。以下「整備法」という。）附則第2条の規定により引き続き研究所の職員となった者（以下「承継職員」という。）であって、施行日の前日に次の表の左欄に掲げる俸給表等（以下「旧俸給表」という。）の適用を受けていた職員の第12条に規定する俸給表は、別に辞令を発せられない限り、施行日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる俸給表を適用するものとする。

俸給表名等	俸給表名
-------	------

一般職俸給表 行政職A本給表	一般職俸給表
行政職B本給表	廃止
研究職俸給表 研究職本給表	研究職俸給表
旧土研任期付規程第2条 旧北海道規程32条	任期付研究員俸給表
旧土研規程第4条3項（別表第3及び第4） 行政職A本給表（再任用の俸給月額のみ） 行政職B本給表（再任用の俸給月額のみ） 研究職本給表（再任用の俸給月額のみ）	再雇用職員俸給表

（手当の認定に関する経過措置）

第4条 承継職員の扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当の認定については、新組織が成立する日（以下「成立日」という。）において、特に支給要件等に変更がない限り、成立日の前日と同様の認定があったものとみなすことができるものとする。

（寒冷地手当に関する経過措置）

第5条 独立行政法人士木研究所職員給与規程の一部を改正する規程（16規程第15号）附則第3項及び独立行政法人北海道開発土木研究所職員給与規程の一部を改正する規程（16独北研総第223号）附則第2項に規定する経過措置対象職員の寒冷地手当の支給については、第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（特定の職務の級の切替え）

第6条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え）

第7条 切替日の前日において旧俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員（次条に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

3 第1項に規定する経過期間において次の各号に該当する職員の経過期間は次のとおりとする。

一 切替日前において、特別昇給以外の事由によりこの規程の改正がないものとした場合において旧号俸等から昇給に係る昇給期間を短縮されていた職員 旧号俸等を受けたとみなす日から切替日前の前日までの期間に相当する期間

二 切替日前において、特別昇給をした職員のうち、この規程の改正がないものとした場合における特別昇給後の最初の昇給の予定時期が切替日以後となる職員 旧号俸等を受けたとみなす日から切替日前の前日までの期間に相当する期間

三 この規程の改正がなかったものとした場合における切替日以後の最初の昇給について、切替日前において昇給延伸の事由に該当した職員 切替日以後良好な成績で勤務したものとした場合の旧号俸を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間

四 切替日の前日において次に掲げる職員であったもの 零

- イ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定により休職にされていた職員
- ロ 国家公務員法第108条の6第1項ただし書に規定する許可を受けて勤務していなかった職員
- ハ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条の規定により育児休業をしていた職員

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）

第8条 切替日の前日において旧俸給表（任期付研究員及び再任用職員に係る俸給表を除く。）に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、別に定める。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第9条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

第10条 附則第6条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、附則第2条の規定による廃止前の給与規程に従って定める。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第11条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（独立行政法人土木研究所職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年11月30日規程第15号。以下「平成21年改正規程」という。）の施行日において次の各号に定める職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（附則第13条の2第1項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日以後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日以後における最初の4月1日以後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を俸給として支給する。

- 一 平成21年改正規程附則第2条第1項第一号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1
- 二 前号に掲げる職員以外の職員（任期付研究員（スタッフ型）を除く。） 100分の99.34

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

（切替日における昇格又は降格の特例）

第12条 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして第14条又は第15条の規定を適用する。

（平成22年3月31日までの特例）

第13条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第3項	四号俸	三号俸
	三号俸	二号俸
第17条第4項	四号俸	三号俸

	三号俸	二号俸
	二号俸	一号俸
第26条第2項	100分の12	100分の4

2 前項の規定に関わらず、平成19年1月1日の昇給については、表中の第17条第3項及び第4項の右欄に定める号俸から一を減じた号俸とする。

(経過措置)

第14条 職員の給与に関する事項は、この規程に定めるもののほか、この規程に定めのない事項については、当分の間従前の例によるものとする。

(給与構造の見直し)

第15条 当分の間、職員の給与に関する事項は、国家公務員の給与構造改革を考慮したものとする。

附 則 (平成19年3月30日規程第5号)

(施行期日)

第1条 この規程は平成19年4月1日から施行する。

(地域手当に関する経過措置)

第2条 改正前の独立行政法人土木研究所職員給与規程(平成18年規程第6号)附則第13条表第26条第2項欄中「100分の4」とあるのは「100分の6」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第3条 改正後の独立行政法人土木研究所職員給与規程(平成19年規程第5号。以下「改正給与規程」という。)第26条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に職員がその在勤する勤務地を異にして異動した場合又は官公署等職員からの異動についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

第4条 平成20年3月31日までの間においては、改正給与規程第26条の2第1項第一号中「100分の6」、とあるのは「100分の4」と、同項第二号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(役職手当に関する経過措置)

第5条 第31条第1項の規定により役職手当の支給対象となる職員のうち、改正給与規程第31条第2項の規定による役職手当が経過措置基準額(育児短時間勤務職員にあっては、当該額に算出率を乗じて得た額)に達しないこととなる職員には、当該役職手当(給与規程附則第13条の2第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同条第2項の規定による役職手当)のほか、同項の規定による役職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(給与規程附則第13条の2第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を役職手当として支給する。

- 一 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- 二 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- 三 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- 四 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 この規程の施行日の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員(以下「同一俸給表適用職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職

員（同日において占めていた改正前の給与規程第31条第2項に定める表に掲げる区分（以下「旧区分」という。）に相当する改正給与規程第31条第2項に定める表の区分（以下「新区分」という。）を占める職員。第三号において同じ。） 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 独立行政法人士木研究所職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年11月30日規程第15号）の施行の日において同規程附則第2条第一号に規定する減額改定対象職員である者（以下「平成21年度減額改定対象職員」という。） 施行日の前日にその者が受けていた役職手当に100分の99.59を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた役職手当に100分の99.83を乗じて得た額

二 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する新区分に対応する職員。第四号において同じ。） 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日に当該旧区分より低い区分に相当する新区分を適用したならばその者が受けることとなる役職手当（ロにおいて「下位区分仮定額」という。）に100分の99.59を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 下位区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額

三 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる役職手当（ロにおいて「降格後相当区分仮定額」という。）に100分の99.59を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 降格後相当区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額

四 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる役職手当（ロにおいて「降格後下位区分仮定額」という。）に100分の99.59を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 降格後下位区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額

五 施行日以後に俸給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとして前各号の規定によるものとした場合の額

六 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に官公署等職員から人事交流等により引き続き新たに俸給表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして理事長が定める職員 前各号の規定に準じて理事長が定める額

附 則（平成19年11月30日規程第8号）

（施行期日等）

第1条 この規程は平成19年11月30日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の独立行政法人士木研究所職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸）

第2条 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第1条の規定による改正前の独立行政法人士木研究所職員給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、次の各号に掲げる職員の改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、当該各号に定める号俸とする。

一 切替期間において昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由による異動（以下この号及び次条において「昇格等」という。）により、改正前の給与規程の規定による号俸（以下「改正前の号俸」という。）を決定された職員で、当該昇格等の日における改正前の号俸が同日において改正後の給与規程等の規定を適用した場合に得られる号俸より有利な職員 同日における改正前の号俸

二 切替期間において昇給又は復職時等における号俸の調整による異動により、改正前の号俸を決定された職員のうち、

前号の規定の適用を受ける職員 当該異動の日における改正前の号俸

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

第3条 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、施行日から平成20年3月31日までの間において昇格等をした職員のうち、平成19年4月1日から当該昇格等の日までの間において、改正後の給与規程の規定の適用がなく、かつ、改正前の給与規程等の規定の適用があるものとして昇格等をしたものとした場合に得られる号俸が同日における改正後の号俸より有利な職員については、当該改正後の給与規程の規定の適用がなく、かつ、改正前の給与規程等の規定の適用があるものとして昇格等をしたものとした場合に得られる号俸をもって、その者の同日における号俸とすることができる。

(給与の内払)

第4条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(地域手当に関する経過措置)

第5条 改正前の給与規程附則第13条表第26条第2項欄中「100分の4」とあるのは「100分の6.5」とし、平成19年4月1日から適用する。

(給与規程第26条の2第4項等の規定の適用を受ける職員の地域手当の端数計算の特例)

第6条 切替期間において、給与規程第26条の2第4項又は第27条第2項若しくは第3項の規定の適用を受ける職員にこれらの規定の適用の対象となる期間につき支給された地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額合計額又は当該職員に支給された給与に係る給与規程第9条、第24条第2項及び第7項並びに第25条第2項及び第9項に規定するこれらの手当の月額合計額が、改正後の給与規程の規定を適用したときに得られるこれらの手当の月額合計額を超える場合において改正後の給与規程による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額をもって当該地域手当の月額とする。

附 則 (平成20年3月31日規程第6号)

(施行期日等)

第1条 この規程は平成20年4月1日から施行する。

(育児短時間勤務職員の俸給の切替えに伴う経過措置)

第2条 育児短時間勤務職員の平成18年附則第11条第1項及び第2項に規定する差額に相当する額は、切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(地域手当に関する経過措置)

第3条 改正前の独立行政法人土木研究所職員給与規程(平成18年規程第6号)附則第13条表第26条第2項欄中「100分の」4とあるのは「100分の8」とする。

附 則 (平成21年3月31日規程第2号)

(施行期日等)

第1条 この規程は平成21年4月1日から施行する。

(地域手当に関する経過措置)

第2条 改正前の独立行政法人土木研究所職員給与規程(平成18年規程第6号)附則第13条表第26条第2項欄中「100分の」4とあるのは「100分の10」とする。

附 則（平成21年6月1日規程第9号）

（施行期日等）

第1条 この規程は平成21年6月1日から施行する。

（平成21年6月に支給する期末手当及び業績手当に関する特例）

平成21年6月に支給する期末手当及び業績手当に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条第5項表6月1日欄	100分の120	100分の110
	100分の140	100分の125
	100分の160	100分の145
第24条第8項表6月1日欄	100分の65	100分の60
	100分の75	100分の70
第25条第5項表特定管理職員欄	100分の119以上	100分の106以上
	100分の119未満	100分の106未満
	100分の105.5以上	100分の94以上
	100分の105.5未満	100分の94未満
	100分の92以上	100分の82以上
第25条第5項表特定管理職員以外の職員欄	100分の92未満	100分の82未満
	100分の93以上	100分の87以上
	100分の93未満	100分の87未満
	100分の82.5以上	100分の77以上
	100分の82.5未満	100分の77未満
第25条第6項	100分の72以上	100分の67以上
	100分の72未満	100分の67未満
	100分の95	100分の85
	100分の75	100分の70
	第25条第10項表特定管理職員欄	100分の45以上
100分の45未満		100分の40未満
第25条第10項表特定管理職員以外の職員欄	100分の35以上	100分の30以上
	100分の35未満	100分の30未満
第25条第11項	100分の35	100分の30
	100分の45	100分の40

附 則（平成21年11月30日規程第15号）

（施行期日）

第1条 この規程は平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第24条第2項から第4項まで（第35条の2第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5項から第10項及び第15項、第34条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項及び第8項、第35条第2項及び第3項又は第39条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの若しくは任期付研究員（スタッフ型）若しくは任期付研究員（招へい型）でその号俸が1号俸であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日において減額改定対象職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、

住居手当及び単身赴任手当（給与規程第23条第2項の規定により加算する額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間又は就業規則第43条第1項第一号の規定による休職期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
研究職俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

附 則（平成22年3月24日規程第5号）
（施行期日）

第1条 この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規程第18号）
（施行期日）

第1条 この規程は平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第24条第2項から第4項まで（第35条の2第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5項から第10項及び第15項、第34条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項及び第8項若しくは第35条第2項及び第3項又は第39条第2項若しくは附則第13条の2第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（給与規程附則第11条の規定の適用を受けず、かつ、改正後の給与規程附則第13条の2第1項の規定が施行されていたとしても同項の規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは任期付研究員（スタッフ型）であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日において減額改定対象職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第23条第2項の規定により加算する額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間又は就業規則第43条第1項第一号の規定による休職期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで

	7級	1号俸から4号俸まで
研究職俸給表	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで
	4級	1号俸から24号俸まで
	5級	1号俸から4号俸まで

二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

第3条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第13条の2第1項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「独立行政法人土木研究所職員給与規程等の一部を改正する規程（平成22年11月30日規程第18号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（給与規程附則第13条の2第1項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員に関する読替え）

第4条 育児短時間勤務職員に対する次の表の左欄に掲げる改正後の給与規程附則第13条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第一号	号俸の俸給月額（	号俸の俸給月額に算出率を乗じて得た額（
	当該最低の号俸の俸給月額	当該額
	を減じた額（	に算出率を乗じて得た額を減じた額（
第1項第五号及び第六号	受けるべき俸給月額並びに	受けるべき俸給月額を算出率で除して得た額並びに
	俸給月額減額基礎額	俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額

2 前項の規定により読み替えられた給与規程附則第13条の2第1項第一号に規定する算出率を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該算出率を乗じて得た額とする。

附 則（平成23年3月30日規程第5号）
（施行期日）

第1条 この規程は平成23年4月1日から施行する。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、平成22年1月1日において第17条第2項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると理事長が認める職員の平成23年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成23年5月24日規程第12号）
（施行期日）

第1条 この規程は平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成23年9月21日規程第13号）

(施行期日)

第1条 この規程は平成23年9月21日から施行する。

(平成24年1月1日に行われる昇給に関する経過措置)

第2条 平成24年1月1日に行われる改正後の給与規程第17条第2項の規定による昇給については、同項中「同日前の9月30日(以下「評価終了日」という。)以前1年間」とあるのは、「平成23年1月1日から同年9月30日までの期間」とする。

附 則 (平成24年3月1日規程第15号)

(施行期日)

第1条 この規程は平成24年3月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成24年3月1日から平成24年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動があった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

(平成24年3月1日以降に降格した職員の附則第11条第1項の規定による俸給の支給)

第3条 平成24年3月1日以降に降格した職員の独立行政法人士木研究所職員給与規程(平成18年規程第6号)附則第11条第1項の規定による俸給月額、降格をした日の前日に受けていた号俸に対応する俸給月額と降格後に受けることとなる号俸に対応する俸給月額との差額に相当する額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額とする。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第4条 平成24年6月に職員に支給する期末手当の額は、給与規程第24条第2項から第10項まで及び第15項(第35条の2第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第34条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項及び第8項若しくは第35条第2項及び第3項若しくは附則第13条の2第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成23年4月1日(同月2日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(給与規程附則第11条の規定の適用を受けない職員に限る。)、任期付研究員(スタッフ型)若しくは任期付研究員(招へい型)でその号俸が1号俸から3号俸までであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当(給与規程第23条第2項の規定により加算する額を除く。)の月額(附則第13条の2の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同条の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の0.37を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間又は就業規則第43条第1項第一号の規定による休職期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで

	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで
研究職俸給表	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から52号俸まで
	4級	1号俸から36号俸まで
	5級	1号俸から16号俸まで

二 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び業績手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）

第5条 平成24年4月1日において、理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける者及び任期付研究員俸給表の適用を受ける職員（以下この条において「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第17条第2項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が認める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

2 平成25年4月1日において、理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が認める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

3 平成26年4月1日において、理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が認める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則（平成24年12月17日規程第13号）

（施行期日）

第1条 この規程は平成25年1月1日から施行する。

（降号した職員の附則第11条第1項の規定による俸給の支給）

第2条 降号した職員の独立行政法人土木研究所職員給与規程（平成18年規程第6号）附則第11条第1項の規定による俸給月額、降号をした日の前日に受けていた号俸に対応する俸給月額と降号後に受けることとなる号俸に対応する俸給月額との差額に相当する額（降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額とする。

附 則（平成25年10月23日規程第7号）

（施行期日）

第1条 この規程は平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年9月25日規程第9号）

（施行期日）

第1条 この規程は平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日規程第15号）

（施行期日等）

第1条 この規程は平成26年12月1日から施行する。

2 この規程（第24条、第25条及び附則第13条の2の改正規程を除く。附則第4条において同じ。）による改正後の給与規程（次条及び附則第4条において「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号俸の調整）

第2条 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（昇格時号俸対応表及び降格時号俸対応表の改正に伴う経過措置）

第3条 適用日から施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号、復職時等における号俸の調整又は独立行政法人士木研究所職員の平成26年4月1日における号俸の調整に関する達（平成26年達第8号）の規定による号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の給与規程の規定による号俸が、改正前の給与規程の規定による号俸に達しない職員、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の給与規程の規定にかかわらず、改正前の給与規程の規定による号俸とするものとする。

2 この規程の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

（給与の内払）

第4条 改正後の給与規程を適用する場合においては、この規程による改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例）

第5条 平成27年3月31日までの間における給与規程第17条第3項の規定の適用については、同項中「四号俸」とあるのは「三号俸」と、「三号俸」とあるのは「二号俸」とする。

附 則（平成27年3月25日規程第3号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第3条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

俸給表	職務の級
一般職俸給表	6級
研究職俸給表	5級

- 2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 前3項の規定による俸給の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該俸給の額とする。

第4条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与規程第24条第4項（給与規程第25条第3項において準用する場合及び第35条の2第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第25条第8項中、「俸給月額」とあるのは「俸給月額と独立行政法人土木研究所職員給与規程の一部を改正する規程（平成27年規程第3号）附則第3条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（平成28年3月31日までの間における単身赴任手当及び地域手当に関する特例）

第5条 平成28年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第23条第2項	30,000円	26,000円
第23条第2項表中	8,000円	6,000円
	16,000円	13,000円
	24,000円	20,000円
	32,000円	26,000円
	40,000円	33,000円
	46,000円	38,000円
	52,000円	43,000円
	58,000円	48,000円
	64,000円	53,000円
	70,000円	58,000円
第26条第2項第一号	100分の16	100分の15
第26条第2項第二号	100分の3	100分の2

(広域異動手当に関する特例)

第6条 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務地を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務地が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与規程第26条の2第1項の規定の適用については、同項第一号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第二号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(平成30年10月1日までの間における地域手当に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日までの間における給与規程第26条第3項中「異動前の支給割合」について、当該異動の日から6箇月をさかのぼった日の前日から当該異動の日の前日までの間において、その在勤する地域に係る地域手当の支給割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合を適用するものとする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第8条 切替日前に職員がその在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る給与規程第26条の2第1項の規定の適用については、同項第一号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第二号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附 則 (平成28年2月8日規程第2号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成28年2月9日から施行する。

2 この規程による改正後の国立研究開発法人土木研究所職員給与規程(以下この規程において「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(昇格時号俸対応表及び降格時号俸対応表の改正に伴う経過措置)

第2条 平成27年4月1日(以下「適用日」という。)から施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号、復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の職員給与規程の規定による号俸が、改正前の職員給与規程の規定による号俸に達しない職員、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の職員給与規程の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程の規定による号俸とするものとする。

2 この規程の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

(平成27年6月及び12月に支給する期末手当及び業績手当に関する特例)

第3条 平成27年6月及び12月に支給する期末手当及び業績手当に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条第5項表6月1日欄	100分の157.5	100分の155
第24条第5項表12月1日欄	100分の157.5	100分の160
第25条第5項表特定管理職員欄 (6月に支給する場合)	100分の125以上	100分の119以上
	100分の125未満	100分の119未満
	100分の111以上	100分の105.5以上
	100分の111未満	100分の105.5未満
	100分の97以上	100分の92以上
第25条第5項表特定管理職員欄 (12月に支給する場合)	100分の97未満	100分の92未満
	100分の125以上	100分の132以上
	100分の125未満	100分の132未満

	100分の111以上	100分の117以上
	100分の111未満	100分の117未満
	100分の97以上	100分の102以上
	100分の97未満	100分の102未満
第25条第5項表特定管理職員 以外の職員欄（6月に支給する場 合）	100分の99以上	100分の93以上
	100分の99未満	100分の93未満
	100分の88以上	100分の82.5以上
	100分の88未満	100分の82.5未満
	100分の77以上	100分の72以上
	100分の77未満	100分の72未満
第25条第5項表特定管理職員 以外の職員欄（12月に支給する 場合）	100分の99以上	100分の106以上
	100分の99未満	100分の106未満
	100分の88以上	100分の94以上
	100分の88未満	100分の94未満
	100分の77以上	100分の82以上
	100分の77未満	100分の82未満
第25条第6項 （6月に支給する場合）	100分の100	100分の95
	100分の80	100分の75
第25条第6項 （12月に支給する場合）	100分の100	100分の105
	100分の80	100分の85
第25条第10項特定管理職員欄 （6月に支給する場合）	100分の47.5以上	100分の45以上
	100分の47.5未満	100分の45未満
第25条第10項特定管理職員欄 （12月に支給する場合）	100分の47.5以上	100分の50以上
	100分の47.5未満	100分の50未満
第25条第10項特定管理職員以 外の職員欄（6月に支給する場合）	100分の37.5以上	100分の35以上
	100分の37.5未満	100分の35未満
第25条第10項特定管理職員以 外の職員欄（12月に支給する場合）	100分の37.5以上	100分の40以上
	100分の37.5未満	100分の40未満
第25条第11項 （6月に支給する場合）	100分の47.5	100分の45
	100分の37.5	100分の35
第25条第11項 （12月に支給する場合）	100分の47.5	100分の50
	100分の37.5	100分の40
附則（平成18年規程第6号） 第13条の2第5項（6月に支給 する場合）	100分の1.2	100分の1.125
	100分の1.5	100分の1.425
	100分の80	100分の75
	100分の100	100分の95
附則（平成18年規程第6号） 第13条の2第5項（12月に支 給する場合）	100分の1.2	100分の1.275
	100分の1.5	100分の1.575
	100分の80	100分の85
	100分の100	100分の105

（特定職員に対する給与の支給の特例）

第4条 平成27年規程第3号附則第3条第1項に規定する特定職員であり、かつ、適用日前に55歳に達した者であつて、同条の規定による俸給を支給される職員に対する適用日から施行日の前日までの間に係る給与の支給に当たっては、この規程の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程の規定による給与（平成27年規程第3号附則第3条の規定による俸給を含む。この条及び次条において同じ。）の額が、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（平成27年規程第3号附則第3条の規定による俸給を含む。この条及び次条において同じ。）の額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与に相当する額をもって改正後の職員給与規程の規定による給与の額とする。

(給与の内払)

第5条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成28年8月26日規程第23号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月28日規程第25号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程(第20条、第24条、第25条及び附則第13条の2の改正規定を除く。附則第6条において同じ。)による改正後の国立研究開発法人土木研究所職員給与規程(以下この規程において「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(昇格時号俸対応表及び降格時号俸対応表の改正に伴う経過措置)

第2条 平成28年4月1日(以下「適用日」という。)からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の職員給与規程の規定による号俸が改正前の職員給与規程の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の職員給与規程の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程の規定による号俸とするものとする。

2 この規程の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

第3条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与(平成27年規程第3号附則第3条の規定による俸給を含む。次条において同じ。)は、改正後の職員給与規程の規定による給与(平成27年規程第3号附則第3条の規定による俸給を含む。次条において同じ。)の内払とみなす。

(特定職員に対する給与の支給の特例)

第4条 平成27年規程第3号附則第3条第1項に規定する特定職員であり、かつ、適用日前に55歳に達した者であつて、同条の規定による俸給を支給される職員に対する適用日から施行日の前日までの間に係る給与の支給に当たっては、この規程の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程の規定による給与により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与の額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与に相当する額をもって改正後の職員給与規程の規定による給与の額とする。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第5条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第20条第1項ただし書及び同条第8項第三号から第六号までの規定は適用せず、同条における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条第4項	扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究	第2項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親
---------	--	--

	職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(以下「一般職8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、第2項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円	族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)
第20条第6項	扶養親族(一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
	その旨	その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)
第20条第6項第一号	場合(一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)	場合
第20条第6項	二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)	二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。) 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第一号に該当する場合を除く。)
第20条第7項	扶養親族(一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)	扶養親族
	なった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員	なった日

	<p>となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等以外の職員となった日</p>	
	<p>同項の規定による届出に係るものがない場合</p>	<p>前項の規定による届出に係るものがない場合</p>
	<p>死亡した日、一般職 9 級以上職員等以外の職員から一般職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等となった日</p>	<p>死亡した日</p>
第 20 条第 8 項	<p>次の各号のいずれか</p>	<p>第一号、第二号若しくは第七号</p>
	<p>においては、その</p>	<p>又は扶養手当を受けている職員について第 6 項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの</p>
	<p>その日が</p>	<p>これらの日が</p>
	<p>第一号又は第三号</p>	<p>第一号</p>
	<p>の改定</p>	<p>の改定（扶養親族たる子で第 6 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 6 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶</p>

		養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第20条第8項 第二号	扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第20条第1項ただし書及び同条第8項第三号から第六号までの規定は適用せず、同条における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条第4項	扶養親族たる配偶者、父母等	第2項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族
	一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、第2項第二号	、同項第二号
第20条第6項	扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第20条第6項 第一号	場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	場合
第20条第6項 第二号	場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合	場合
第20条第7項	扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員	なった日

	に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等以外の職員となった日	
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、一般職 9 級以上職員等以外の職員から一般職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等となった日	死亡した日
第 20 条第 8 項	次の各号のいずれか	第一号、第二号又は第七号
	第一号又は第三号	第一号
第 20 条第 8 項 第二号	扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

3 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 20 条第 1 項ただし書及び同条第 8 項第三号及び第五号までの規定は適用せず、同条における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 20 条第 4 項	扶養親族たる配偶者、父母等	第 2 項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）
	が 8 級	が 8 級以上
	が 5 級	が 5 級以上
	一般職 8 級職員等	一般職 8 級以上職員等
	第 2 項第二号	同項第二号
第 20 条第 6 項	扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族

第20条第6項 第一号	場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	場合
第20条第6項 第二号	場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合	場合
第20条第7項	扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等以外の職員となった日	なった日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、一般職9級以上職員等以外の職員から一般職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等となった日	死亡した日
第20条第8項	次の各号のいずれか	第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号
	第一号又は第三号	第一号
第20条第8項 第二号	扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
第20条第8項 第四号	一般職8級職員等が一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等	一般職8級以上職員等が一般職8級以上職員等
第20条第8項 第六号	一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等	一般職8級以上職員等
	が一般職8級職員等	が一般職8級以上職員等

(平成28年12月に支給する期末手当及び業績手当に関する特例)

第6条 平成28年12月に支給する期末手当及び業績手当に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条第5項表12月1日欄	100分の162.5	100分の167.5
第25条第5項表特定管理職員欄	100分の131以上	100分の138以上
	100分の131未満 100分の116.5以上	100分の138未満 100分の122.5以上
	100分の116.5未満 100分の102以上	100分の122.5未満 100分の107以上
	100分の102未満	100分の107未満
第25条第5項表特定管理職員	100分の105以上	100分の112以上
	100分の105未満 100分の93.5以上	100分の112未満 100分の99.5以上
	100分の93.5未満 100分の82以上	100分の99.5未満 100分の87以上
	100分の82未満	100分の87未満
第25条第6項	100分の105	100分の110
	100分の85	100分の90
第25条第10項特定管理職員欄	100分の52以上	100分の54.5以上
	100分の52未満 100分の48.5以上	100分の54.5未満 100分の51以上
	100分の48.5未満	100分の51未満
第25条第10項特定管理職員以外の職員欄	100分の42以上	100分の44.5以上
	100分の42未満 100分の38.5以上	100分の44.5未満 100分の41以上
	100分の38.5未満	100分の41未満
第25条第11項	100分の50	100分の52.5
	100分の40	100分の42.5
附則(平成18年規程第6号)	100分の1.275	100分の1.35

第13条の2第5項	100分の1.575	100分の1.65
	100分の85	100分の90
	100分の105	100分の110

附 則（平成29年12月15日規程第20号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の国立研究開発法人土木研究所職員給与規程（以下この規程において「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（昇格時号俸対応表及び降格時号俸対応表の改正に伴う経過措置）

第2条 平成29年4月1日（以下「適用日」という。）からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の職員給与規程の規定による号俸が改正前の職員給与規程の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の職員給与規程の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程の規定による号俸とするものとする。

2 この規程の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

（給与の内払）

第3条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（平成27年規程第3号附則第3条の規定による俸給を含む。次条において同じ。）は、改正後の職員給与規程の規定による給与（平成27年規程第3号附則第3条の規定による俸給を含む。次条において同じ。）の内払とみなす。

（特定職員に対する給与の支給の特例）

第4条 平成27年規程第3号附則第3条第1項に規定する特定職員であり、かつ、適用日前に55歳に達した者であつて、同条の規定による俸給を支給される職員に対する適用日から施行日の前日までの間に係る給与の支給に当たっては、この規程の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程の規定による給与により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与の額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与に相当する額をもって改正後の職員給与規程の規定による給与の額とする。

（平成29年6月及び12月に支給する期末手当及び業績手当に関する特例）

第5条 平成29年6月及び12月に支給する期末手当及び業績手当に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条第5項表6月1日欄	100分の165	100分の162.5
第24条第5項表12月1日欄	100分の165	100分の167.5
第25条第5項表特定管理職員欄 （6月に支給する場合）	100分の134以上	100分の131以上
	100分の134未満	100分の131未満
	100分の119.5以上	100分の116.5以上
	100分の119.5未満	100分の116.5未満
	100分の107以上	100分の102以上
	100分の107未満	100分の102未満

第25条第5項表特定管理職員欄 (12月に支給する場合)	100分の134以上	100分の139以上
	100分の134未満	100分の139未満
	100分の119.5以上	100分の124.5以上
	100分の119.5未満	100分の124.5未満
	100分の107以上	100分の112以上
第25条第5項表特定管理職員 以外の職員欄 (6月に支給する場合)	100分の110以上	100分の105以上
	100分の110未満	100分の105未満
	100分の98.5以上	100分の93.5以上
	100分の98.5未満	100分の93.5未満
	100分の87以上	100分の82以上
第25条第5項表特定管理職員 以外の職員欄 (12月に支給する場合)	100分の110以上	100分の115以上
	100分の110未満	100分の115未満
	100分の98.5以上	100分の103.5以上
	100分の98.5未満	100分の103.5未満
	100分の87以上	100分の92以上
第25条第6項 (6月に支給する場合)	100分の110	100分の105
	100分の90	100分の85
第25条第6項 (12月に支給する場合)	100分の110	100分の115
	100分の90	100分の95
第25条第10項特定管理職員欄 (6月に支給する場合)	100分の54.5以上	100分の52以上
	100分の54.5未満	100分の52未満
	100分の51以上	100分の48.5以上
	100分の51未満	100分の48.5未満
第25条第10項特定管理職員欄 (12月に支給する場合)	100分の54.5以上	100分の57以上
	100分の54.5未満	100分の57未満
	100分の51以上	100分の53.5以上
	100分の51未満	100分の53.5未満
第25条第10項特定管理職員 以外の職員欄 (6月に支給する場合)	100分の44.5以上	100分の42以上
	100分の44.5未満	100分の42未満
	100分の41以上	100分の38.5以上
	100分の41未満	100分の38.5未満
第25条第10項特定管理職員 以外の職員欄 (12月に支給する場合)	100分の44.5以上	100分の47以上
	100分の44.5未満	100分の47未満
	100分の41以上	100分の43.5以上
	100分の41未満	100分の43.5未満
第25条第11項 (6月に支給する場合)	100分の52.5	100分の50
	100分の42.5	100分の40
第25条第11項 (12月に支給する場合)	100分の52.5	100分の55
	100分の42.5	100分の45

附 則 (平成29年12月15日規程第21号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日規程第3号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

第2条 平成30年4月1日において、37歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受ける者及び任期付研究員俸給表の適用を受ける職員である者を除く。）のうち、平成27年1月1日において、第17条第2項の規定による昇給した職員（以下この条において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして別で定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成30年12月17日規程第18号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の国立研究開発法人土木研究所職員給与規程（以下この規程において「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年6月及び12月に支給する期末手当及び業績手当に関する特例)

第3条 平成30年6月及び12月に支給する期末手当及び業績手当に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条第5項表特定管理職員欄 (6月に支給する場合)	100分の110	100分の102.5
第24条第5項表特定管理職員以外の職員欄 (6月に支給する場合)	100分の130	100分の122.5
第24条第5項表任期付研究員欄 (6月に支給する場合)	100分の167.5	100分の165
第24条第5項表特定管理職員欄 (12月に支給する場合)	100分の110	100分の117.5
第24条第5項表特定管理職員以外の職員欄 (12月に支給する場合)	100分の130	100分の137.5
第24条第5項表任期付研究員欄 (12月に支給する場合)	100分の167.5	100分の170
第24条第8項表特定管理職員欄 (6月に支給する場合)	100分の62.5	100分の55
第24条第8項表特定管理職員以外の職員欄 (6月に支給する場合)	100分の72.5	100分の65
第24条第8項表特定管理職員欄 (12月に支給する場合)	100分の62.5	100分の70
第24条第8項表特定管理職員以外の職員欄 (12月に支給する場合)	100分の72.5	100分の80
第25条第10項表特定管理職員欄 (6月に支給する場合)	100分の136.5以上	100分の134以上
	100分の136.5未満	100分の134未満
	100分の122以上	100分の119.5以上

	100分の122未満 100分の109.5以上	100分の119.5未満 100分の107以上
	100分の109.5未満	100分の107未満
第25条第5項表特定管理職員欄 (12月に支給する場合)	100分の136.5以上 100分の136.5未満 100分の122以上	100分の139以上 100分の139未満 100分の124.5以上
	100分の122未満 100分の109.5以上 100分の109.5未満	100分の124.5未満 100分の112以上 100分の112未満
第25条第5項表特定管理職員以外 の職員欄 (6月に支給する場合)	100分の112.5以上 100分の112.5未満 100分の101以上	100分の110以上 100分の110未満 100分の98.5以上
	100分の101未満 100分の89.5以上 100分の89.5未満	100分の98.5未満 100分の87以上 100分の87未満
第25条第5項表特定管理職員以外 の職員欄 (12月に支給する場合)	100分の112.5以上 100分の112.5未満 100分の101以上	100分の115以上 100分の115未満 100分の103.5以上
	100分の101未満 100分の89.5以上 100分の89.5未満	100分の103.5未満 100分の92以上 100分の92未満
第25条第6項 (6月に支給する場合)	100分の112.5 100分の92.5	100分の110 100分の90
第25条第6項 (12月に支給する場合)	100分の112.5 100分の92.5	100分の115 100分の95
第25条第10項表特定管理職員 欄 (6月に支給する場合)	100分の57以上 100分の57未満 100分の53.5以上	100分の54.5以上 100分の54.5未満 100分の51以上
	100分の53.5未満	100分の51未満
第25条第10項表特定管理職員 欄 (12月に支給する場合)	100分の57以上 100分の57未満 100分の53.5以上	100分の59.5以上 100分の59.5未満 100分の56以上
	100分の53.5未満	100分の56未満
第25条第10項表特定管理職員 以外の職員欄 (6月に支給する場合)	100分の47以上 100分の47未満 100分の43.5以上	100分の44.5以上 100分の44.5未満 100分の41以上
	100分の43.5未満	100分の41未満
第25条第10項表特定管理職員 以外の職員欄 (12月に支給する場合)	100分の47以上 100分の47未満 100分の43.5以上	100分の49.5以上 100分の49.5未満 100分の46以上
	100分の43.5未満	100分の46未満
第25条第11項 (6月に支給する場合)	100分の55 100分の45	100分の52.5 100分の42.5
第25条第11項 (12月に支給する場合)	100分の55 100分の45	100分の57.5 100分の47.5

附 則 (令和元年11月25日規程第9号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和元年11月25日から施行する。

2 この規程による改正後の国立研究開発法人土木研究所職員給与規程(以下この規程において「改正後の職員給与規程」

という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(昇格時号俸対応表及び降格時号俸対応表の改正に伴う経過措置)

第2条 平成31年4月1日(以下「適用日」という。)からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の職員給与規程の規定による号俸が改正前の職員給与規程の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の職員給与規程の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程の規定による号俸とするものとする。

2 この規程の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

第3条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(令和2年3月31日までの間における住居手当に関する特例)

第4条 令和2年3月31日までの間は、第21条第1項から同条第2項第一号までの規定は適用せず、同条における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条第1項第一号	16,000円	12,000円
第21条第1項第二号	16,000円	12,000円
第21条第2項第一号イ	月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額	月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
第21条第2項第一号ロ	月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額	月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(住居手当に関する経過措置)

第5条 令和2年3月31日において、第21条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、令和2年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(賃間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(別に定める職員を除く。)に対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、第21条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第二号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

一 第21条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から第21条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(令和元年6月及び12月に支給する期末手当及び業績手当に関する特例)

第6条 令和元年6月及び12月に支給する期末手当及び業績手当に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条第5項表任期付研究員欄 (6月に支給する場合)	100分の170	100分の167.5
第24条第5項表任期付研究員欄 (12月に支給する場合)	100分の170	100分の172.5
第25条第5項表特定管理職員欄 (6月に支給する場合)	100分の139以上	100分の136.5以上
	100分の139未満	100分の136.5未満
	100分の124.5以上	100分の122以上
	100分の124.5未満	100分の122未満
	100分の112以上	100分の109.5以上
第25条第5項表特定管理職員欄 (12月に支給する場合)	100分の139以上	100分の141.5以上
	100分の139未満	100分の141.5未満
	100分の124.5以上	100分の127以上
	100分の124.5未満	100分の127未満
	100分の112以上	100分の114.5以上
第25条第5項表特定管理職員以外の職員欄 (6月に支給する場合)	100分の115以上	100分の112.5以上
	100分の115未満	100分の112.5未満
	100分の103.5以上	100分の101以上
	100分の103.5未満	100分の101未満
	100分の92以上	100分の89.5以上
第25条第5項表特定管理職員以外の職員欄 (12月に支給する場合)	100分の115以上	100分の117.5以上
	100分の115未満	100分の117.5未満
	100分の103.5以上	100分の106以上
	100分の103.5未満	100分の106未満
	100分の92以上	100分の94.5以上
第25条第6項 (6月に支給する場合)	100分の115	100分の112.5
	100分の95	100分の92.5
第25条第6項 (12月に支給する場合)	100分の115	100分の117.5
	100分の95	100分の97.5

附 則 (令和2年11月30日規程第22号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)

第2条 令和2年12月に支給する期末手当に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条第5項表特定管理職員欄 (12月に支給する場合)	100分の107.5	100分の105
第24条第5項表特定管理職員以外の職員欄 (12月に支給する場合)	100分の127.5	100分の125
第24条第5項表任期付研究員欄	100分の167.5	100分の165

(12月に支給する場合)		
--------------	--	--

附 則 (令和4年5月24日規程第3号)
(施行期日等)

第1条 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例)

第2条 令和4年6月に職員に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第24条の規定にかかわらず、同規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の表に掲げる職員(給与規程の適用を受ける者をいう。)の区分ごとに定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

第24条第5項表特定管理職員の割合 (6月に減額する場合)	107.5分の15
第24条第5項表特定管理職員以外の割合 (6月に減額する場合)	127.5分の15
第24条第5項表任期付研究員の割合 (6月に減額する場合)	167.5分の10
第24条第8項表特定管理職員の割合 (6月に減額する場合)	62.5分の10
第24条第8項表特定管理職員以外の職員の割合 (6月に減額する場合)	72.5分の10

附 則 (令和4年9月29日規程第25号)
(施行期日等)

第1条 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年11月28日規程第31号)
(施行期日等)

第1条 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

2 この規程による改正後の国立研究開発法人土木研究所職員給与規程(以下この規程において「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(昇格時号俸対応表及び降格時号俸対応表の改正に伴う経過措置)

第2条 令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の職員給与規程の規定による号俸が改正前の職員給与規程の規定による号俸に達しない職員、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の職員給与規程の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程の規定による号俸とするものとする。

2 この規程の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

第3条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(令和4年6月及び12月に支給する期末手当及び業績手当に関する特例)

第4条 令和4年6月及び12月に支給する期末手当及び業績手当の成績率の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条第5項表任期付研究員欄 (6月に支給する場合)	100分の165	100分の162.5
第24条第5項表任期付研究員欄 (12月に支給する場合)	100分の165	100分の167.5
第25条第5項表特定管理職員欄 (6月に支給する場合)	100分の143以上	100分の139以上
	100分の143未満	100分の139未満
	100分の128.5以上	100分の124.5以上
	100分の128.5未満	100分の124.5未満
	100分の116以上	100分の112以上
第25条第5項表特定管理職員欄 (12月に支給する場合)	100分の143以上	100分の148以上
	100分の143未満	100分の148未満
	100分の128.5以上	100分の133.5以上
	100分の128.5未満	100分の133.5未満
	100分の116以上	100分の121以上
第25条第5項表特定管理職員以外の職員欄 (6月に支給する場合)	100分の119以上	100分の115以上
	100分の119未満	100分の115未満
	100分の107.5以上	100分の103.5以上
	100分の107.5未満	100分の103.5未満
	100分の96以上	100分の92以上
第25条第5項表特定管理職員以外の職員欄 (12月に支給する場合)	100分の119以上	100分の124以上
	100分の119未満	100分の124未満
	100分の107.5以上	100分の112.5以上
	100分の107.5未満	100分の112.5未満
	100分の96以上	100分の101以上
第25条第6項 (6月に支給する場合)	100分の120	100分の115
	100分の100	100分の95
第25条第6項 (12月に支給する場合)	100分の120	100分の125
	100分の100	100分の105
第25条第10項表特定管理職員欄 (6月に支給する場合)	100分の59以上	100分の57以上
	100分の59未満	100分の57未満
	100分の55.5以上	100分の53.5以上
	100分の53.5以下	100分の51.5以下
第25条第10項表特定管理職員欄 (12月に支給する場合)	100分の59以上	100分の61.5以上
	100分の59未満	100分の61.5未満
	100分の55.5以上	100分の58以上
	100分の53.5以下	100分の56以下
第25条第10項表特定管理職員以外の職員欄 (6月に支給する場合)	100分の49以上	100分の47以上
	100分の49未満	100分の47未満
	100分の45.5以上	100分の43.5以上
	100分の43.5以下	100分の41.5以下
第25条第10項表特定管理職員以外の職員欄 (12月に支給する場合)	100分の49以上	100分の51.5以上
	100分の49未満	100分の51.5未満
	100分の45.5以上	100分の48以上

	100分の43.5以下	100分の46以下
第25条第11項 (6月に支給する場合)	100分の57.5	100分の52.5
	100分の47.5	100分の45
第25条第11項 (12月に支給する場合)	100分の57.5	100分の60
	100分の47.5	100分の50

附 則 (令和5年3月29日規程第38号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再雇用職員に関する経過措置)

第2条 令和14年3月31日までの間、本規程において再雇用職員とあるのは、再雇用職員及び令和5年3月28日規程第35号就業規則(以下「同規則」という。)附則第4条第1項に規定する暫定再雇用職員(以下「暫定再雇用職員」という。)とする。

2 暫定再雇用職員(同規則附則第4条第4項により採用された職員を除く)に適用する俸給月額、第12条第2項第4号に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(俸給に関する経過措置)

第3条 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2 就業規則第41条の2第1項による管理監督職勤務上限年齢による降任をされた日(以下この項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に前項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以降、前項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

3 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が、当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

(令和5年6月に支給する業績手当に関する経過措置)

第4条 令和5年6月に支給する業績手当については、第25条第5項第一号中「「非常に優秀」の段階以上」、「優良」の段階以上」とあるのは「上位の段階」と、「良好」とあるのは「中位」と、「「やや不十分」の段階以下」とあるのは「下位の段階」と、同項第三号中「「優良」の段階以上」とあるのは「上位の段階」と、「「やや不十分」の段階以下」とあるのは「下位の段階」と、同条第8項中「「非常に優秀」の段階以上」とあるのは「最上位」と、同条第10項中「「優良」の段階以上」とあるのは「上位の段階」と、「良好」とあるのは「中位」と、「「やや不十分」の段階以下」とあるのは「下位の段階」とする。

(管理職員特別勤務手当に関する経過措置)

第5条 60歳に達した職員に対する第30条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(役職手当に関する経過措置)

第6条 60歳に達した職員に対する第31条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50

円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とする。

附 則（令和5年11月29日規程第11号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

2 この規程による改正後の国立研究開発法人土木研究所職員給与規程（以下この規程において「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（昇格時号俸対応表及び降格時号俸対応表の改正に伴う経過措置）

第2条 令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の職員給与規程の規定による号俸がこの規程による改正前の職員給与規程の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の職員給与規程の規定にかかわらず、この規程による改正前の職員給与規程の規定による号俸とするものとする。

2 この規程の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

（給与の内払）

第3条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（令和5年12月に支給する期末手当及び業績手当に関する特例）

第4条 令和5年12月に支給する期末手当及び業績手当の成績率の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条第5項表特定管理職員欄	100分の102.5	100分の105
第24条第5項表特定管理職員以外の職員欄	100分の122.5	100分の125
第24条第5項表任期付研究員欄	100分の170	100分の175
第24条第8項表特定管理職員欄	100分の58.75	100分の60
第24条第8項表特定管理職員以外の職員欄	100分の68.75	100分の70
第25条第5項表特定管理職員欄	100分の145.5以上	100分の148以上
	100分の145.5未満	100分の148未満
	100分の131以上	100分の133.5以上
	100分の131未満	100分の133.5未満
	100分の118.5以上	100分の121以上
第25条第5項表特定管理職員以外の職員欄	100分の109以下	100分の111.5以下
	100分の121.5以上	100分の124以上
	100分の121.5未満	100分の124未満
	100分の110以上	100分の112.5以上
	100分の110未満	100分の112.5未満
第25条第6項	100分の98.5以上	100分の101以上
	100分の90以下	100分の92.5以下
	100分の122.5	100分の125

	100分の102.5	100分の105
第25条第10項表特定管理職員欄	100分の60.25以上	100分の61.5以上
	100分の60.25未満	100分の61.5未満
	100分の56.75以上	100分の58以上
	100分の54.75以下	100分の56以下
第25条第10項表特定管理職員以外の職員欄	100分の50.25以上	100分の51.5以上
	100分の50.25未満	100分の51.5未満
	100分の46.75以上	100分の48以上
	100分の44.75以下	100分の46以下
第25条第11項	100分の58.75	100分の60
	100分の48.75	100分の50

別表第1

一般職俸給表

職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		

46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				

97	296,800	344,700							
98	297,100	345,100							
99	297,500	345,500							
100	297,900	345,800							
101	298,100	346,100							
102	298,400	346,500							
103	298,800	346,900							
104	299,100	347,300							
105	299,300	347,800							
106	299,600	348,200							
107	300,000	348,600							
108	300,300	349,000							
109	300,500	349,500							
110	300,900	349,900							
111	301,300	350,200							
112	301,600	350,500							
113	301,800	351,000							
114	302,000								
115	302,300								
116	302,700								
117	302,900								
118	303,100								
119	303,400								
120	303,700								
121	304,100								
122	304,300								
123	304,600								
124	304,900								
125	305,200								

備考 この俸給表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

研究職俸給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500	524,700
2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300	527,800
3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900	530,900
4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600	534,000
5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700	537,100
6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400	539,500
7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100	541,900
8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800	544,300
9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300	546,700
10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900	548,400
11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600	550,300
12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200	552,200
13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800	553,900
14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500	555,200
15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300	556,400
16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000	557,400
17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500	558,500
18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000	559,200
19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500	559,800
20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900	560,400
21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300	561,100
22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900	
23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500	
24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800	
25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000	
26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300	
27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800	
28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200	
29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700	
30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200	
31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700	
32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100	
33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400	
34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800	
35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200	
36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700	
37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100	
38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600	
39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000	
40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500	

41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
74	268,600	320,600	389,700		
75	269,600	321,700	390,300		
76	270,600	322,700	391,000		
77	271,600	323,800	391,700		
78	272,600	324,800	392,300		
79	273,600	325,700	392,900		
80	274,500	326,600	393,500		
81	275,500	327,500	394,100		
82	276,600	328,300	394,700		
83	277,700	329,000	395,300		
84	278,600	329,600	395,900		
85	279,500	330,100	396,400		
86	280,400	330,600	396,900		
87	281,300	331,100	397,400		

88	282,000	331,500	398,100		
89	282,800	331,800	398,500		
90	283,900	332,300			
91	284,900	332,800			
92	285,900	333,200			
93	286,800	333,500			
94	287,700	333,900			
95	288,700	334,300			
96	289,600	334,700			
97	289,900	335,200			
98	290,800	335,700			
99	291,500	336,200			
100	292,400	336,700			
101	293,300	337,200			
102	293,900	337,700			
103	294,600	338,200			
104	295,300	338,700			
105	295,800	339,100			
106	296,300	339,500			
107	296,800	340,000			
108	297,200	340,400			
109	297,400	340,900			
110	297,800	341,300			
111	298,100	341,800			
112	298,300	342,200			
113	298,600	342,700			
114	298,900	343,100			
115	299,200	343,600			
116	299,500	344,000			
117	299,800	344,500			
118	300,100	344,900			
119	300,300	345,300			
120	300,600	345,700			
121	300,900	346,100			

備考 この俸給表は、専門的科学的知識と創意等を持って試験研究又は調査研究業務に従事する職員（就業規則第39条第1項第3号により採用された職員を含む。）に適用する。

別表第3

任期付研究員俸給表

号俸	任期付研究員(招へい型)	任期付研究員(スタッフ型)
	円	円
1	402,000	336,000
2	461,000	371,000
3	522,000	398,000
4	603,000	
5	701,000	
6	800,000	

備考 この俸給表の任期付研究員(招へい型)の区分は、就業規則第39条第1項第一号により採用された職員に、任期付研究員(スタッフ型)の区分は、同項第二号により採用された職員に適用する。

別表第4

再雇用職員俸給表

級	第1号再雇用	第2号再雇用	第3号再雇用
	円	円	円
1	188,700	194,600	218,500
2	216,200	205,700	259,700
3	256,200	224,200	284,500
4	275,600	245,000	327,000
5	290,700	275,700	385,700
6	316,200		524,500
7	358,000		
8	391,200		
9	442,400		
10	552,800		

- 備考 1. この俸給表は、就業規則第38条第1項第1号により採用された職員に適用する。
2. 第1号再雇用の区分は他の区分の適用を受けない再雇用職員に適用する。
3. 第2号再雇用の区分は自動車運転業務に従事する再雇用職員に適用する。
4. 第3号再雇用の区分は試験研究又は調査研究業務に従事する再雇用職員に適用する。

別表第5 昇格時号俸対応表

イ 一般職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	13	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15	
43	11	27	27	35	35	26	28	15	
44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	28	16	
46	14	30	30	38	38	27	28		
47	15	31	31	39	39	28	28		
48	16	32	32	40	40	28	29		
49	17	33	33	41	41	29	29		
50	18	34	34	42	41	29	29		
51	19	35	35	43	42	29	29		
52	20	36	36	44	42	29	29		
53	21	37	37	45	43	30	30		
54	21	37	38	46	43	30	30		
55	22	38	39	47	44	30	30		

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
56	22	38	40	48	44	30	30		
57	23	39	41	49	45	31	30		
58	23	39	42	50	45	31	31		
59	24	40	43	51	46	31	31		
60	24	40	44	52	46	31	31		
61	25	41	45	53	47	31	31		
62	25	42	45	54	47	31			
63	26	43	45	55	48	31			
64	26	44	46	56	48	31			
65	27	45	46	57	49	31			
66	27	45	46	58	49	31			
67	28	46	47	59	50	31			
68	28	46	47	60	50	31			
69	29	47	47	61	50	31			
70	29	47	48	62	50	31			
71	29	48	48	63	50	31			
72	30	48	48	64	50	31			
73	30	49	49	65	50	31			
74	30	49	49	66	50	31			
75	31	49	49	67	50	31			
76	31	49	50	68	50	31			
77	31	49	50	68	51	31			
78	32	50	50	68	51	32			
79	32	50	51	68	51	32			
80	32	50	51	68	51	32			
81	33	50	51	69	51	32			
82	33	50	52	69	51	32			
83	33	51	52	69	51	32			
84	34	51	52	69	51	32			
85	34	51	53	69	51	33			
86	34	51	53	70	51				
87	35	51	53	70	51				
88	35	52	53	70	51				
89	35	52	54	71	52				
90	36	52	54	72	52				
91	36	52	54	73	52				
92	36	52	54	74	52				
93	37	53	55	75	53				
94		53	55						
95		53	55						
96		53	55						
97		53	55						
98		54	55						
99		54	55						
100		54	56						
101		54	56						
102		54	56						
103		55	56						
104		55	56						
105		55	56						
106		55	56						
107		55	57						
108		56	57						
109		56	57						
110		56	57						
111		56	57						
112		56	57						
113		56	57						
114		56							

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
115		56							
116		56							
117		57							
118		57							
119		57							
120		57							
121		57							
122		57							
123		57							
124		57							
125		57							

ロ 研究職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	2	1	1
19	1	1	3	1	1
20	1	1	4	1	1
21	1	1	5	1	1
22	1	1	6	2	1
23	1	1	7	3	1
24	1	1	8	4	1
25	1	1	9	5	1
26	2	1	10	6	1
27	3	1	11	7	1
28	4	1	12	8	1
29	5	1	13	9	1
30	6	1	14	10	1
31	7	1	15	11	1
32	8	1	16	12	1
33	9	1	17	13	1
34	10	2	18	14	1
35	11	3	19	15	1
36	12	4	20	16	1
37	13	5	21	17	1
38	14	6	22	17	1
39	15	7	23	18	1
40	16	8	24	18	1
41	17	9	25	19	1
42	17	10	26	19	1
43	18	11	27	20	1
44	18	12	28	20	1
45	19	13	29	21	1
46	19	14	29	21	1
47	20	15	30	22	1
48	20	16	30	22	1
49	21	17	31	23	1
50	22	17	31	23	1
51	23	17	32	24	1
52	24	18	32	24	1
53	25	18	33	25	1
54	25	18	34	25	2
55	26	19	35	26	3
56	26	19	36	26	4
57	27	19	37	26	5

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
58	27	20	37	26	6
59	28	20	37	27	7
60	28	20	38	27	8
61	29	21	38	27	9
62	29	21	38	28	9
63	29	22	39	28	10
64	30	22	39	28	10
65	30	23	39	29	11
66	30	23	40	29	11
67	31	24	40	29	12
68	31	24	40	30	12
69	31	25	41	30	13
70	32	25	41	30	13
71	32	25	42	31	14
72	32	26	42	31	14
73	33	26	42	31	15
74	33	26	42		
75	34	27	43		
76	34	27	43		
77	35	27	43		
78	35	28	44		
79	36	28	44		
80	36	28	44		
81	37	29	45		
82	37	30	45		
83	38	31	45		
84	38	32	46		
85	39	33	46		
86	39	33	46		
87	40	33	47		
88	40	33	47		
89	41	34	47		
90	41	34			
91	42	34			
92	42	34			
93	43	35			
94	43	35			
95	44	35			
96	44	35			
97	45	36			
98	46	36			
99	47	36			
100	48	36			
101	49	37			
102	50	37			
103	51	37			
104	52	38			
105	53	38			
106	53	38			
107	53	38			
108	54	38			
109	54	39			
110	54	39			
111	55	39			
112	55	39			
113	55	39			
114	56	40			
115	56	40			
116	56	40			

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
117	57	40			
118	57	40			
119	58	41			
120	58	41			
121	59	41			

別表第6 降格時号俸対応表

イ 一般職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降格後の号俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	33	18	18	10	10	14	14	18	22
3	33	19	19	11	11	15	15	19	23
4	34	20	20	12	12	16	16	20	24
5	35	21	21	13	13	17	17	21	25
6	36	22	22	14	14	18	18	22	26
7	38	23	23	15	15	19	19	23	27
8	39	24	24	16	16	20	20	24	28
9	41	25	25	17	17	21	21	25	29
10	42	26	26	18	18	22	22	26	30
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31
12	44	28	28	20	20	24	24	28	32
13	45	29	29	21	21	25	25	33	35
14	46	30	30	22	22	26	26	38	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43	41
16	48	32	32	24	24	28	28	45	41
17	49	33	33	25	25	29	29	45	41
18	50	34	34	26	26	30	30	45	41
19	51	35	35	27	27	31	31	45	41
20	52	36	36	28	28	32	32	45	41
21	54	37	37	29	29	34	33	45	41
22	56	38	38	30	30	36	34	45	
23	58	39	39	31	31	38	35	45	
24	60	40	40	32	32	40	36	45	
25	62	41	41	33	33	42	38	45	
26	64	42	42	34	34	44	40	45	
27	66	43	43	35	35	46	42	45	
28	68	44	44	36	36	48	47	45	
29	71	45	45	37	37	52	52	45	
30	74	46	46	38	38	56	57	45	
31	77	47	47	39	39	77	61	45	
32	80	48	48	40	40	84	61	45	
33	83	49	49	41	41	85	61	45	
34	86	50	50	42	42	85	61	45	
35	89	51	51	43	43	85	61	45	
36	92	52	52	44	44	85	61	45	
37	93	54	53	45	45	85	61	45	
38	93	56	54	46	46	85	61	45	
39	93	58	55	47	47	85	61	45	
40	93	60	56	48	48	85	61	45	
41	93	61	57	49	50	85	61	45	
42	93	62	58	50	52	85	61		
43	93	63	59	51	54	85	61		
44	93	64	60	52	56	85	61		
45	93	66	63	53	58	85	61		
46	93	68	66	54	60	85			
47	93	70	69	55	62	85			
48	93	72	72	56	64	85			
49	93	77	75	57	66	85			
50	93	82	78	58	76	85			
51	93	87	81	59	88	85			
52	93	92	84	60	92	85			

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降格後の号俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
53	93	97	88	61	93	85			
54	93	102	92	62	93	85			
55	93	107	99	63	93	85			
56	93	116	106	64	93	85			
57	93	125	113	65	93	85			
58	93	125	113	66	93	85			
59	93	125	113	67	93	85			
60	93	125	113	68	93	85			
61	93	125	113	69	93	85			
62	93	125	113	70	93				
63	93	125	113	71	93				
64	93	125	113	72	93				
65	93	125	113	73	93				
66	93	125	113	74	93				
67	93	125	113	75	93				
68	93	125	113	80	93				
69	93	125	113	85	93				
70	93	125	113	88	93				
71	93	125	113	89	93				
72	93	125	113	90	93				
73	93	125	113	91	93				
74	93	125	113	92	93				
75	93	125	113	93	93				
76	93	125	113	93	93				
77	93	125	113	93	93				
78	93	125	113	93	93				
79	93	125	113	93	93				
80	93	125	113	93	93				
81	93	125	113	93	93				
82	93	125	113	93	93				
83	93	125	113	93	93				
84	93	125	113	93	93				
85	93	125	113	93	93				
86	93	125	113	93					
87	93	125	113	93					
88	93	125	113	93					
89	93	125	113	93					
90	93	125	113	93					
91	93	125	113	93					
92	93	125	113	93					
93	93	125	113	93					
94	93	125							
95	93	125							
96	93	125							
97	93	125							
98	93	125							
99	93	125							
100	93	125							
101	93	125							
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							

ロ 研究職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降格後の号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	25	33	17	21	53
2	26	34	18	22	54
3	27	35	19	23	55
4	28	36	20	24	56
5	29	37	21	25	57
6	30	38	22	26	58
7	31	39	23	27	59
8	32	40	24	28	60
9	33	41	25	29	62
10	34	42	26	30	64
11	35	43	27	31	66
12	36	44	28	32	68
13	37	45	29	33	70
14	38	46	30	34	72
15	39	47	31	35	73
16	40	48	32	36	73
17	42	51	33	38	73
18	44	54	34	40	73
19	46	57	35	42	73
20	48	60	36	44	73
21	49	62	37	46	73
22	50	64	38	48	
23	51	66	39	50	
24	52	68	40	52	
25	54	71	41	54	
26	56	74	42	58	
27	58	77	43	61	
28	60	80	44	64	
29	63	81	46	67	
30	66	82	48	70	
31	69	83	50	73	
32	72	84	52	73	
33	74	88	53	73	
34	76	92	54	73	
35	78	96	55	73	
36	80	100	56	73	
37	82	103	59	73	
38	84	108	62	73	
39	86	113	65	73	
40	88	118	68	73	
41	90	121	70	73	
42	92	121	74	73	
43	94	121	77	73	
44	96	121	80	73	
45	97	121	83	73	
46	98	121	86	73	
47	99	121	89	73	
48	100	121	89	73	
49	101	121	89	73	
50	102	121	89	73	
51	103	121	89	73	
52	104	121	89	73	
53	107	121	89	73	
54	110	121	89	73	

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降格後の号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
55	113	121	89	73	
56	116	121	89	73	
57	118	121	89	73	
58	120	121	89	73	
59	121	121	89	73	
60	121	121	89	73	
61	121	121	89	73	
62	121	121	89	73	
63	121	121	89	73	
64	121	121	89	73	
65	121	121	89	73	
66	121	121	89	73	
67	121	121	89	73	
68	121	121	89	73	
69	121	121	89	73	
70	121	121	89	73	
71	121	121	89	73	
72	121	121	89	73	
73	121	121	89	73	
74	121	121			
75	121	121			
76	121	121			
77	121	121			
78	121	121			
79	121	121			
80	121	121			
81	121	121			
82	121	121			
83	121	121			
84	121	121			
85	121	121			
86	121	121			
87	121	121			
88	121	121			
89	121	121			
90	121				
91	121				
92	121				
93	121				
94	121				
95	121				
96	121				
97	121				
98	121				
99	121				
100	121				
101	121				
102	121				
103	121				
104	121				
105	121				
106	121				
107	121				
108	121				
109	121				
110	121				

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降格後の号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
111	121				
112	121				
113	121				
114	121				
115	121				
116	121				
117	121				
118	121				
119	121				
120	121				
121	121				

附則別表第1(第6条関係) 職務の級の切替表

俸 給 表	旧 級	新 級
一般職俸給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
10 級		
研究職俸給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
6 級		

附則別表第2(第7条第1項関係)

イ 一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1
3月以上6月未満				2	1	6	1	1	1	1	1
6月以上9月未満				3	1	7	1	1	1	1	1
9月以上12月未満				4	1	8	1	1	1	1	1
12月以上				5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		12	3 月未満	34	65	45	41	49	37	33	29
3 月以上 6 月未満	34		66	46	42	50	38	34	30	26	22
6 月以上 9 月未満	35		67	47	43	51	39	35	31	27	23
9 月以上 12 月未満	35		68	48	44	52	40	36	32	28	24
12 月以上	35		69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3 月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3 月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3 月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3 月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3 月以上 6 月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9 月以上 12 月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3 月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9 月以上 12 月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3 月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 12 月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3 月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上 12 月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3 月未満			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未満			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未満			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上 12 月未満			80	63	84	72	68	64		
	12 月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3 月未満			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未満			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未満			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上 12 月未満			84	64	88	76	72	68		
	12 月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3 月未満			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75			
	9 月以上 12 月未満			88	66	92	80	76			
	12 月以上			89	67	93	81	77			

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		23	3月未満			89	67	93	81		
3月以上6月未満				90	67	94	82				
6月以上9月未満				91	68	95	83				
9月以上12月未満				92	68	96	84				
12月以上				93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ロ 研究職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2
	6月以上9月未満	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	12	4
	12月以上	17	17	13	5
6	3月未満	17	17	13	5
	3月以上6月未満	18	18	14	6
	6月以上9月未満	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	16	8
	12月以上	21	21	17	9
7	3月未満	21	21	17	9
	3月以上6月未満	22	22	18	10
	6月以上9月未満	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	20	12
	12月以上	25	25	21	13
8	3月未満	25	25	21	13
	3月以上6月未満	26	26	22	14
	6月以上9月未満	27	27	23	15
	9月以上12月未満	28	28	24	16
	12月以上	29	29	25	17
9	3月未満	29	29	25	17
	3月以上6月未満	30	30	26	18
	6月以上9月未満	31	31	27	19
	9月以上12月未満	32	32	28	20
	12月以上	33	33	29	21
10	3月未満	33	33	29	21
	3月以上6月未満	34	34	30	22
	6月以上9月未満	35	35	31	23
	9月以上12月未満	36	36	32	24
	12月以上	37	37	33	25
11	3月未満	37	37	33	25
	3月以上6月未満	38	38	34	26
	6月以上9月未満	39	39	35	27
	9月以上12月未満	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
12	3月未満	41	41	37	29
	3月以上6月未満	42	42	38	30
	6月以上9月未満	43	43	39	31
	9月以上12月未満	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
13	3月未満	45	45	41	33
	3月以上6月未満	46	46	42	34
	6月以上9月未満	47	47	43	35
	9月以上12月未満	48	48	44	36
	12月以上	49	49	45	37
14	3月未満	49	49	45	37
	3月以上6月未満	50	50	46	38
	6月以上9月未満	51	51	47	39
	9月以上12月未満	52	52	48	40
	12月以上	53	53	49	41
15	3月未満	53	53	49	41
	3月以上6月未満	54	54	50	42
	6月以上9月未満	55	55	51	43
	9月以上12月未満	56	56	52	44
	12月以上	57	57	53	45
16	3月未満	57	57	53	45
	3月以上6月未満	58	58	54	46
	6月以上9月未満	59	59	55	47
	9月以上12月未満	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	49
17	3月未満	61	61	57	49
	3月以上6月未満	62	62	58	50
	6月以上9月未満	63	63	59	51
	9月以上12月未満	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53
18	3月未満	65	65	61	53
	3月以上6月未満	66	66	62	54
	6月以上9月未満	67	67	63	55
	9月以上12月未満	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65	57
19	3月未満	69	69	65	57
	3月以上6月未満	70	70	66	58
	6月以上9月未満	71	71	67	59
	9月以上12月未満	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
20	3月未満	73	73	69	61
	3月以上6月未満	74	74	70	62
	6月以上9月未満	75	75	71	63
	9月以上12月未満	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
21	3月未満	77	77	73	65
	3月以上6月未満	78	78	74	66
	6月以上9月未満	79	79	75	67
	9月以上12月未満	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69
22	3月未満	81	81	77	69
	3月以上6月未満	82	82	78	70
	6月以上9月未満	83	83	79	71
	9月以上12月未満	84	84	80	72
	12月以上	85	85	81	73

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
23	3月未満	85	85	81	73
	3月以上6月未満	86	86	82	73
	6月以上9月未満	87	87	83	73
	9月以上12月未満	88	88	84	73
	12月以上	89	89	85	73
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	89	
	6月以上9月未満	95	95	89	
	9月以上12月未満	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
26	3月未満	97	97		
	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113			
	3月以上6月未満	114			
	6月以上9月未満	115			
	9月以上12月未満	116			
	12月以上	117			
31	3月未満	117			
	3月以上6月未満	118			
	6月以上9月未満	119			
	9月以上12月未満	120			
	12月以上	121			
32	3月未満	121			
	3月以上6月未満	121			
	6月以上9月未満	121			
	9月以上12月未満	121			
	12月以上	121			

附則別表第3 (第7条第2項関係)

イ 旧級が一般職俸給表又は行政職A本給表の11級である職員の新号俸

旧号俸	新級	9級	10級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

ロ 旧級が研究職俸給表の5級である職員の新号俸

旧号俸	新級	5級	6級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
15	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
19	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
20	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	2
	6月以上9月未満	55	3
	9月以上12月未満	56	4
	12月以上	57	5
21	3月未満	57	5
	3月以上6月未満	58	6
	6月以上9月未満	59	7
	9月以上12月未満	60	8
	12月以上	61	9
22	3月未満	61	9
	3月以上6月未満	62	9
	6月以上9月未満	63	10
	9月以上12月未満	64	10
	12月以上	65	11
23	3月未満	65	11
	3月以上6月未満	66	11
	6月以上9月未満	67	12
	9月以上12月未満	68	12
	12月以上	69	13